

点検評価ポートフォリオ 札幌市立大学

2023 年 5 月

はじめに

公立大学法人札幌市立大学は2006年4月に開学し、2023年度に開学18年となる。本学は2023年度に3回目の大学認証評価を受審する。本学は、1991年に開校したデザイン単科の札幌市立高等専門学校と1965年に開校した看護単科の札幌市立高等看護学院を前身としている。このような歴史と伝統を継承しつつ、高等教育機関として学術研究の高度化に対応した人材を育成するとともに、知と創造の拠点として産業・芸術文化の振興や市民の健康ニーズに寄与するため「デザインと看護の連携」による教育・研究・地域貢献を推進している。2010年度には、より高度で専門的な教育を行うため、大学院修士課程のデザイン研究科及び看護学研究科と、助産学専攻科を開設した。その2年後の2012年度には、両研究科に博士後期課程を開設した。附置研究所関連では、開学2年目の2007年度に研究の推進と地域貢献を促進するため地域連携研究センターを開設した。2022年度にはAIT (Advanced Intelligence Technology)センターを開設し「デザインと看護の連携」にAI (人工知能) を取り入れた教育・研究・地域貢献の推進に着手し始めた。

本学は教育研究上の理念として「人間重視を根幹とした人材の育成」と「地域社会への積極的な貢献」を掲げている。本学が高等教育機関としての社会的責任を果たしていくためには、教育研究の水準向上や活性化に最大限の努力を尽くすとともに、本学の理念や目的とそれに基づくアドミッション、カリキュラム、ディプロマの3ポリシーに照らして教育研究や社会貢献の状況について自己点検・評価を行い、教育研究活動の質保証を継続することが必須である。このような質保証に関して本学は開学当初から「自己点検・評価委員会」を設置し、活動の改善と発展に取り組んでいる。その取組には二つのマイルストーンがあるといえる。一つは認証評価機関による大学認証評価

であり、もう一つは札幌市地方独立行政法人評価委員会による法人評価である。

2016年度に2回目の大学認証評価を受審すべく、学部長・研究科長等の部局長を中心メンバーとする自己点検・評価委員会が主体となり、学長・副学長・全教職員が一丸となって自己点検・評価報告書を取りまとめた。その結果、公益財団法人大学基準協会から大学基準適合認定を受け、社会に公表することができた。なお、認定期間は2025年3月31日までとなっている。

本学は、2023年度をもって第三期中期計画の期間を終え、新たに第四期中期計画の期間に移行する。この期を捉え、大学基準協会による認定期間を1年残すことになるが、第三期中期計画を振り返りながら自己点検・評価を行い、第三期中期計画の最終年度である2023年度に3回目となる大学認証評価を受審することにより、第四期中期計画中の活動の精度向上に反映したい。

近年、大学を取り巻く環境は様々な面において大きく変化している。本学はそれらの変化に対応しつつ、多くの人に支持される大学であり続けることを志向している。未来の地域社会を創生あるいは支える人材育成や研究の推進、そして、その成果を適切に社会に還元するためにも、本学は更なる未来を見据えた革新的な取組を積極的に行うとともに、自己点検・評価の精度を高め、真に「市民に開かれた大学」「市民の力になる大学」「市民が誇れる大学」となるよう、教職員はもとより多様な連携ネットワークを活かしながら、諸活動をより活発に進めていきたい。

目次

大学の概要	2
大学の目的	5
I 「基準1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料	
イ 教育研究上の基本となる組織に関する事 (①大学)	8
(②大学院)	10
ロ 教員組織に関する事 (①大学)	12
(②大学院)	14
ハ 教育課程に関する事 (①大学)	16
(②大学院)	18
ニ 施設及び設備に関する事	20
ホ 事務組織に関する事	22
ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関する事	24
ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関する事	26
チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関する事	28
リ 財務に関する事	30
ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する事	32
II 「基準2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料	35
取組み1 「FD (ファカルティ・ディベロップメント) に係る取組」	37
取組み2 「授業評価アンケートに係る取組」	38
取組み3 「卒業時の教育評価アンケートに係る取組」	39
取組み4 「デザイン学部におけるコース間連携に係る取組」	40
取組み5 「学生の看護実践力と対人関係能力の向上に資する取組ー臨地教授の登用とシミュレーション教育の実践ー」	41
III 「基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料	43
取組み1 「学部連携教育に係る取組」	45
取組み2 「デザイン分野及び看護分野の連携による研究の推進」	46
取組み3 「デザイン学部における地域社会を通じた教育研究」	47
取組み4 「看護学部における模擬患者参加による客観的臨床技能試験 (OSCE) の取組」	48
取組み5	49
認証評価共通基礎データ	51

大学の概要

(1) 大学名

札幌市立大学

(2) 所在地

芸術の森キャンパス(本部):北海道札幌市南区芸術の森1丁目

桑園キャンパス:北海道札幌市中央区北11条西13丁目

(3) 学部等の構成

学 部:デザイン学部、看護学部

研 究 科:デザイン研究科、看護学研究科

専 攻 科:助産学専攻科

その他組織:附属図書館、地域連携研究センター、AIT センター

(4) 学生数及び教職員数 (2023年5月1日現在)

学生数:学部730人、大学院105人、専攻科9人

教員:79人(附属研究所2人、学部助手1人を含む)

職員:77人(契約職員37人を含む)

(5) 理念と特徴

<教育研究上の理念>

- 人間重視を根幹とした人材の育成

デザイン学と看護学は、いずれも人間を対象とした学問領域であることから、両者に共通する「人間重視」の考え方を常に基本とし、一人の人間から社会全体までを対象に、安全で快適な暮らしを創造できる職業人を育成するとともに、知識・技術に加え、教養と人間性を涵養し、有為な人材を育成する。

- 地域社会への積極的な貢献

札幌市立大学が市民からの負託にこたえ、「市民に開かれた大学」、「市民の力になる大学」、「市民が誇れる大学」という三つの視点を掲げて、地域貢献という使命を果たし続けていくため、時代の要請に柔軟に対応しながら質の高い教育研究を追究する。

<教育研究上の特長>

- デザインと看護の連携

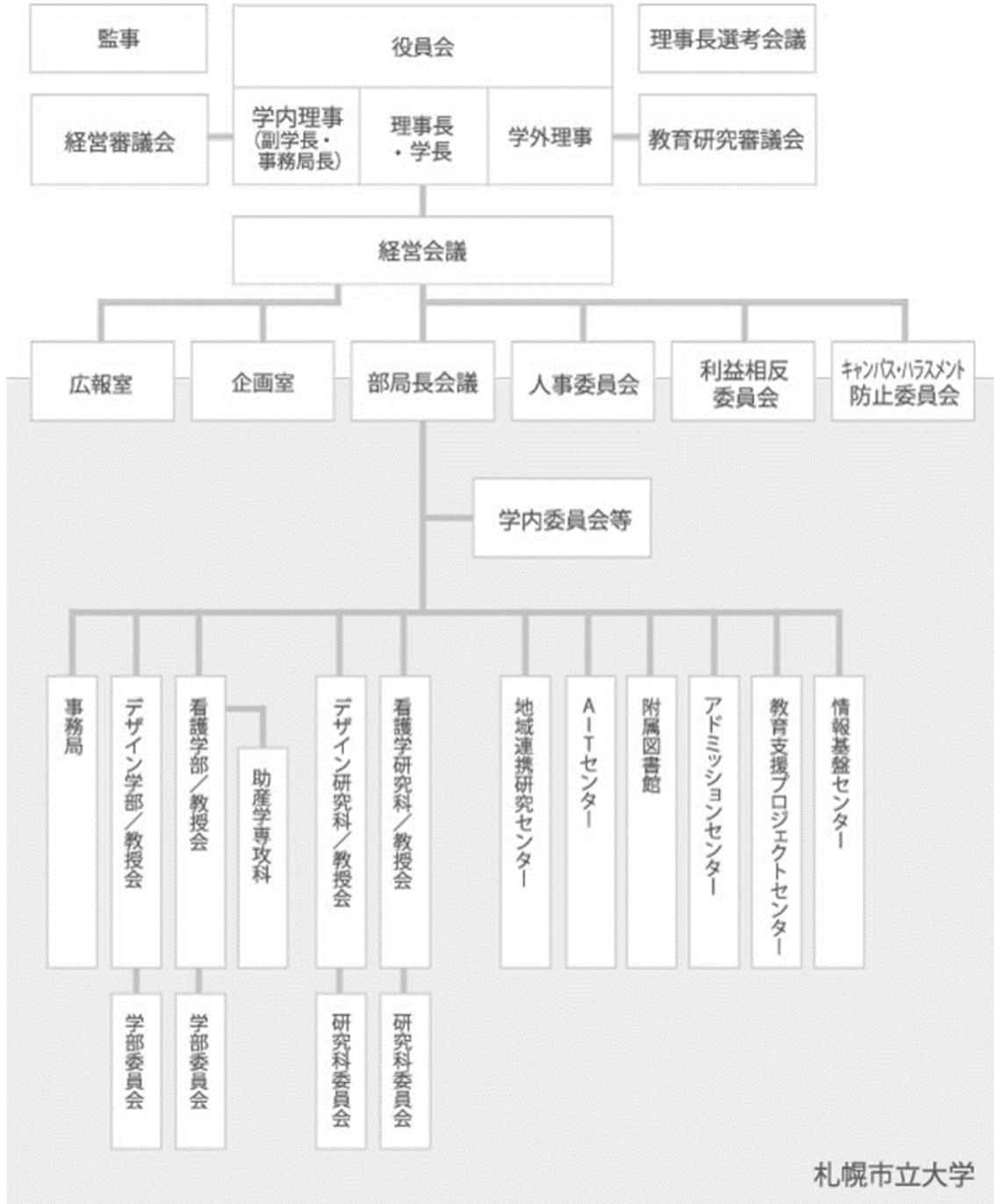
両学部の教員が連携・共同して教育を行うとともに、保健・医療・福祉分野を対象とするデザインなどを研究する。

- 幅広いネットワーク

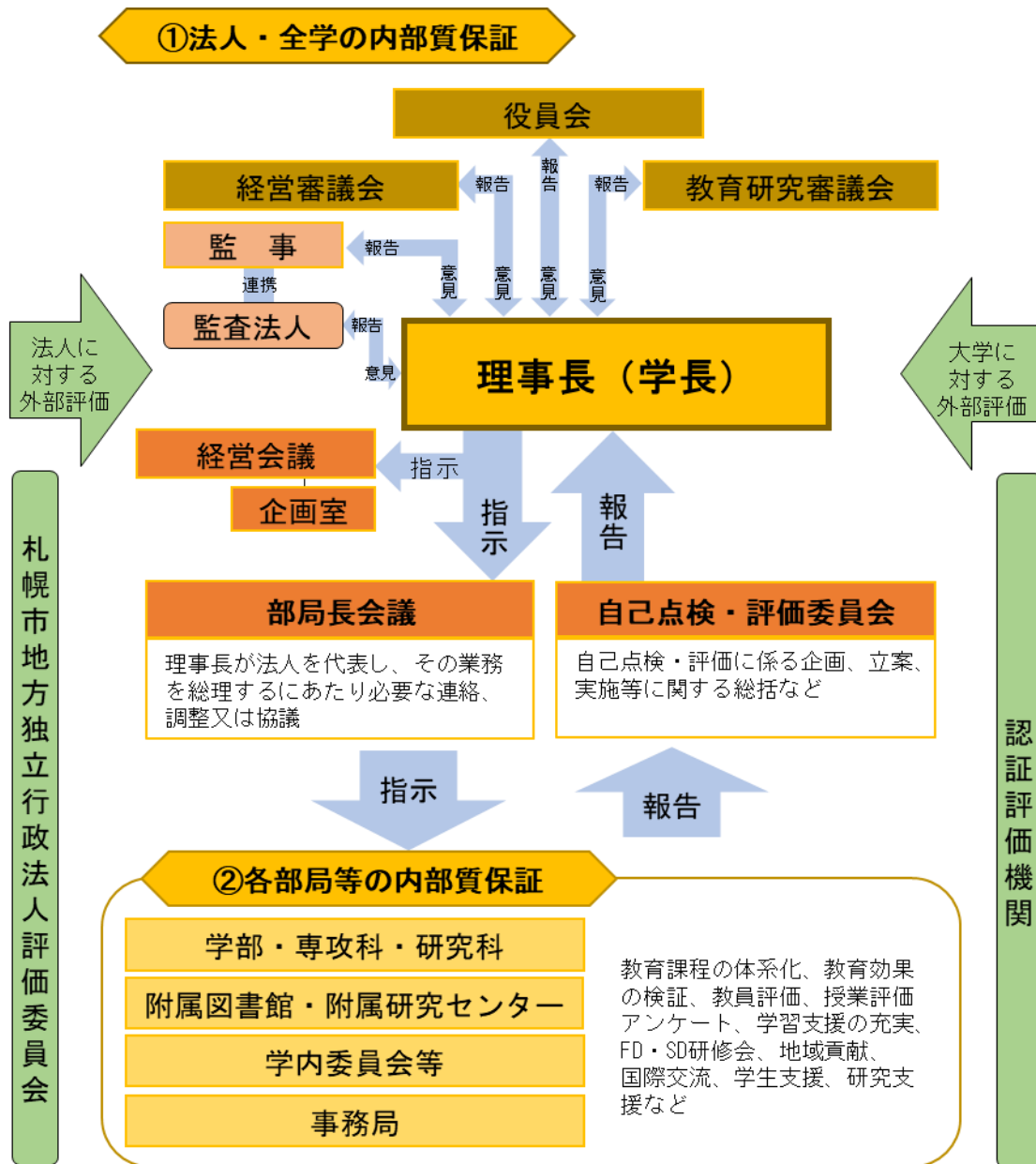
市民、産業界、行政や公的機関などと連携することにより、地域課題に対応した教育・研究を行う。

(6) 大学組織図

公立大学法人 札幌市立大学



(7) 内部質保証体制図



デザインと看護の2学部・2研究科を有する本法人・本学での内部質保証としては、主に①法人・全学、②各部局等に視点を当てた体制を敷いている。

①法人・全学の内部質保証としては、両学部・研究科の長や事務局長などで構成する自己点検・評価委員会で、主に地方独立行政法人法に基づく「法人評価」及び学校教育法に基づく「認証評価」により定期的に自己点検・評価を実施している。また、理事長を議長とする部局長会議では、全学的、かつ、各部局等の横断的な連携を図りながら今後の取組に係る協議を行っている。

②各部局等の内部質保証としては、学部・研究科や附属研究所等の部局のほか、学部間又は研究科間の共通事項や全学に関する事項については両学部又は両研究科の教員と事務局課長職以上で構成する学内委員会等において、教育、研究、地域貢献、大学運営に関する各所掌事項の取組と、自己点検・評価を含む振り返りを行い、それらを各学部・研究科の教授会や各学部教員会議で共有し、今後の連携や取組の改善に生かしている。

大学の目的

1 札幌市立大学学則

(目的)

第1条 札幌市立大学(以下「本学」という。)は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究することにより、学術研究の高度化等に対応した職業人の育成を行うとともに、知と創造の拠点として札幌市におけるまちづくり全体により大きな価値を生み出し、地域社会に対する積極的な貢献を果たすことを目的とする。

2 札幌市立大学大学院学則

(目的)

第1条 札幌市立大学(以下「本学」という。)大学院は、人間重視の考え方を基盤として学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、知と創造の拠点として札幌市におけるまちづくり全体により大きな価値を生み出し、地域社会に対する積極的な貢献を果たすことを目的とする。

3 札幌市立大学助産学専攻科規則

(目的)

第2条 専攻科は、看護学を基盤に、助産に関する幅広く高度な知識と正確な技術を育み、地域社会における母子保健の向上に貢献できる、人間性豊かな助産師の育成を目的とする。

I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 理念・目的

本学は、デザイン学と看護学を教育研究の対象としており、「人間重視を根幹とした人材の育成」及び「地域社会への積極的な貢献」の二つの理念を掲げて、有為な人材の育成に取り組むとともに時代の要請に柔軟に対応しながら質の高い教育研究を追究している。

これらの理念を踏まえ、「学術研究の高度化等に対応した職業人の育成」及び「まちづくり全体により大きな価値を生み出す「知と創造の拠点」」を目的に掲げ、高度な能力を有する職業人を育成するとともに、地域に根差した公立大学として「市民に開かれた大学」、「市民の力になる大学」、「市民が誇れる大学」という三つの視点のもと、地域課題の解決に積極的に取り組み、その成果を札幌市民に還元し、地域貢献を実現することとしている。助産学専攻科は、看護学を基盤に助産に関する幅広く高度な知識と正確な技術を育み、地域社会における母子保健の向上に貢献できる、人間性豊かな助産師の育成を目的としている。

2 学部の構成

本学は、教育研究上の組織として、デザイン学部デザイン学科、看護学部看護学科の2学部2学科を擁している。また、学則第2条の2に基づき助産学専攻科を置いている。

各学部の教育研究上の目的として、デザイン学部では「幅広いデザイン能力を持った職業人の育成を目指し、産業、芸術・文化等の振興、都市機能・都市景観の向上などへの貢献を果たす」ことを掲げ、社会に生きるデザインを学ぶ視点から、人間空間デザインコースと人間情報デザインコースの2コース制を敷いている。学部入学定員は90人であり、当該規模での教育を行うに十分な教員数を擁し、その教員組織を編成している。

看護学部では「医療の高度化に対応する知識・技術に加え、問題解決能力を有し、多職種と連携できる職業人の育成を目指し、少子高齢社会における地域看護の充実、看護職への学習機会の提供などを通じて、市民の健康の保持増進への貢献を果たす」ことを掲げている。学部入学定員は85人であり、九つに区分する看護領域ごとに臨床経験を有する者の他、必要な教員を配し、十分な教育効果が得られる教員数と教員組織により編成している。上記の教育研究上の目的については、学則第2条第2項に定めている。

教育研究組織については、恒常的に学長を中心として検証を行い見直しに努めている。

3 大学の名称

2006年度に開学した本学の名称は、札幌市が初めて設置する公立大学であり、また、受験志望者や市民にとってわかりやすく、教育研究上の目的とも齟齬をきたさないことから「札幌市立大学」としている。英訳名称は「Sapporo City University」である。

4 収容定員

収容定員は、学則第2条第3項に明示している。現在の在籍学生数は、デザイン学部デザイン学科、看護学部看護学科、助産学専攻科とも下記表のとおりである。定員超過率は5%未満に収まっており、適正な管理がなされている。

表 学生数の状況 (2022年5月1日現在)

学部名	学科名	入学定員	入学者数 (R4.04)	収容定員	在籍学生数
デザイン学部	デザイン学科	90	90	360	380
看護学部	看護学科	85	85	340	341
助産学専攻科	助産学専攻科	10	10	10	10

自己評価結果

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点

学部及び専攻科の教員数、教員組織は適当な規模内容を有している。収容定員は適正に管理されている。

改善を要する点

特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料 (リンク)
	教育基本法	
①	第七条 (大学) 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。	設置の経緯(大学設置認可申請書) 大学学則 (第1条)
	学校教育法	
②	第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	設置の必要性(大学設置認可申請書) 大学学則 (第1条)
	大学設置基準	
③	第二条 (教育研究上の目的) 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	教育研究上の理念・特徴・目的(大学設置認可申請書) 大学学則 (第2条)
④	第三条 (学部) 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。	デザイン学部・看護学部(大学設置認可申請書) 大学学則 (第2条)
⑤	第四条 (学科) 学部には、専攻により学科を設ける。 2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。	デザイン学部・看護学部(大学設置認可申請書) 大学学則 (第2条)
⑥	第五条 (課程) 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。	該当なし
⑦	第十八条 (収容定員) 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十七条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 2 収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。 ※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること	大学学則 (第2条)
⑧	第四十条の四 (大学等の名称) 大学、学部及び学科 (以下「大学等」という。) の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	大学の名称(大学設置認可申請書)

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>目的</p> <p>本学大学院は、学術的な理論及び応用を研究教授する人材育成への期待、高度化、複雑化する社会に対応する高度専門職業人の育成に期待する社会ニーズに応えるため、各学部における教育・研究を基盤として、専門性を一層追究する高度専門職業人の育成及び研究者・教育者の育成を目的としている(大学院学則第1条)。</p> <p>本学は公立大学であることから、学部における地域貢献に加え、大学院における高度な教育・研究の成果を最大限活用して、デザイン研究科、看護学研究科の専門分野に応じた特色ある地域社会に対する積極的な貢献を目指している。</p> <p>2 大学院の組織</p> <p>本学大学院は、大学院学則第4条によりデザイン研究科と看護学研究科の二つの研究科を設置している。各研究科の教育研究上の目的については、大学院学則第4条2項に定めている。デザイン研究科、看護学研究科ともに博士前期課程及び博士後期課程に区分している。専攻はデザイン研究科デザイン専攻、看護学研究科看護学専攻である。デザイン研究科デザイン専攻には人間空間デザイン分野と人間情報デザイン分野を設けている。看護学研究科看護学専攻には、実践看護学分野と看護マネジメント学分野を設けている。研究科の学生に対し、優れた教育研究実績を有する教員を必要数配置し、研究科の学生が十分な教育研究指導を受けることができる組織としている。</p> <p>3 収容定員</p> <p>大学院学則第4条3で収容定員を規定しており、デザイン研究科・看護学研究科ごとに入学定員は博士前期課程18人、博士後期課程3人、収容定員は博士前期課程36人、博士後期課程9人である。下表に2018～2022年度の入学定員と収容定員の充足率等の推移を示す。なお、両研究科教授会およびアドミッションセンターは毎年度1回以上充足率等の状況を確認、点検し、収容定員の管理に努めている。</p> <p>5年平均の収容定員充足率は、デザイン研究科博士前期課程で116%、同後期課程で91%、看護学研究科博士前期課程で62%、同後期課程で122%である。看護学研究科博士後期課程では、大学院設置基準が求める6人(保健衛生学関係)を上回る10人の研究指導教員と2人の研究指導補助教員が学生の指導をしており、研究指導教員一人当たりの学生数は大学院設置基準が求める12人(人文社会科学系)や9人(自然科学系)を下回る2人以下となっている。また、各学生専用の研究ブースやパソコンの確保など、教育研究にふさわしい環境を確保し、在学学生数を適正に管理できている。</p> <p>デザイン研究科博士後期課程、看護学研究科博士前期課程・博士後期課程において入学者数よりも収容者数の方が多いのは、仕事などと両立しながら学業に取り組む学生のための長期履修制度を利用する社会人学生が多いためである。これらの課程では入学定員が少なく、数人程度の入学者数の変動が大きな入学者充足率の変動につながる上に、社会人の入学希望者が多いことから、年度ごとの入学者充足率は安定しないが、収容定員充足率は適切な範囲に収まっている。また、新型コロナウイルス感染症の流行によって、特に看護学研究科において研究計画の実施困難や業務多忙により修了を遅らせた者、大学院進学を中止した者などが存在したことにより、収容者数・入学者数の一時的な増加や減少があった。</p>	<p>科学系)を下回る2人以下となっている。また、各学生専用の研究ブースやパソコンの確保など、教育研究にふさわしい環境を確保し、在学学生数を適正に管理できている。</p> <p>デザイン研究科博士後期課程、看護学研究科博士前期課程・博士後期課程において入学者数よりも収容者数の方が多いのは、仕事などと両立しながら学業に取り組む学生のための長期履修制度を利用する社会人学生が多いためである。これらの課程では入学定員が少なく、数人程度の入学者数の変動が大きな入学者充足率の変動につながる上に、社会人の入学希望者が多いことから、年度ごとの入学者充足率は安定しないが、収容定員充足率は適切な範囲に収まっている。また、新型コロナウイルス感染症の流行によって、特に看護学研究科において研究計画の実施困難や業務多忙により修了を遅らせた者、大学院進学を中止した者などが存在したことにより、収容者数・入学者数の一時的な増加や減少があった。</p> <p>表 2018～2022年度の入学・収容定員充足率(%)と平均</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>充足率</th> <th>18</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">デザイン</td> <td rowspan="2">博士前期</td> <td>入学</td> <td>83</td> <td>117</td> <td>94</td> <td>133</td> <td>111</td> <td>108</td> </tr> <tr> <td>収容</td> <td>94 (97)</td> <td>107 (108)</td> <td>115 (117)</td> <td>128 (131)</td> <td>135 (139)</td> <td>116 (118)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">博士後期</td> <td>入学</td> <td>0</td> <td>67</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>33</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>収容</td> <td>95 (111)</td> <td>93 (111)</td> <td>76 (89)</td> <td>84 (111)</td> <td>104 (122)</td> <td>91 (109)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">看護</td> <td rowspan="2">博士前期</td> <td>入学</td> <td>56</td> <td>33</td> <td>100</td> <td>22</td> <td>56</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>収容</td> <td>75 (97)</td> <td>58 (72)</td> <td>75 (94)</td> <td>47 (67)</td> <td>20 (78)</td> <td>62 (82)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">博士後期</td> <td>入学</td> <td>100</td> <td>133</td> <td>167</td> <td>167</td> <td>133</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>収容</td> <td>78 (100)</td> <td>100 (122)</td> <td>144 (178)</td> <td>133 (178)</td> <td>156 (222)</td> <td>122 (160)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※収容定員充足率:「大学院設置基準の一部を改正する省令の施行等について」(平成14年4月30日付文部科学事務次官通知(14文科高第118号))に基づく充足率、括弧内は実数に基づく充足率</p> <p>4 名称</p> <p>本学大学院は札幌市立大学の大学院であり、受験志望者や市民にとってわかりやすく、教育研究上の目的とも齟齬をきたさないことから「札幌市立大学大学院」とした。英訳名称は「Graduate School of Sapporo City University」である。</p>			充足率	18	19	20	21	22	平均	デザイン	博士前期	入学	83	117	94	133	111	108	収容	94 (97)	107 (108)	115 (117)	128 (131)	135 (139)	116 (118)	博士後期	入学	0	67	100	100	33	60	収容	95 (111)	93 (111)	76 (89)	84 (111)	104 (122)	91 (109)	看護	博士前期	入学	56	33	100	22	56	53	収容	75 (97)	58 (72)	75 (94)	47 (67)	20 (78)	62 (82)	博士後期	入学	100	133	167	167	133	140	収容	78 (100)	100 (122)	144 (178)	133 (178)	156 (222)	122 (160)
		充足率	18	19	20	21	22	平均																																																																
デザイン	博士前期	入学	83	117	94	133	111	108																																																																
		収容	94 (97)	107 (108)	115 (117)	128 (131)	135 (139)	116 (118)																																																																
	博士後期	入学	0	67	100	100	33	60																																																																
		収容	95 (111)	93 (111)	76 (89)	84 (111)	104 (122)	91 (109)																																																																
看護	博士前期	入学	56	33	100	22	56	53																																																																
		収容	75 (97)	58 (72)	75 (94)	47 (67)	20 (78)	62 (82)																																																																
	博士後期	入学	100	133	167	167	133	140																																																																
		収容	78 (100)	100 (122)	144 (178)	133 (178)	156 (222)	122 (160)																																																																
自己評価結果	☑以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。																																																																							
優れた点	特になし。																																																																							
改善を要する点	特になし。																																																																							

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。 ② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。	大学院学則(第1条)
	大学院設置基準	
②	第一条の二(教育研究上の目的) 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	大学院学則(第1条、第4条)
③	第二条(大学院の課程) 大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程(学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。)とする。 2 大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。	大学院学則(第3条)
④	第三条(修士課程) 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。 2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとする。 3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。	大学院学則(第3条、第4条、第14条)
⑤	第四条(博士課程) 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。 2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとする。 3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとする。 4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。 5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとする。	大学院学則(第3条、第4条、第14条)
⑥	第五条(研究科) 研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。	大学院学則(第1条、第4条)
⑦	第六条(専攻) 研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。 2 前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。	大学院学則(第4条)
⑧	第十条(収容定員) 収容定員は、教員組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。 2 前項の場合において、第四十五条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。 3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。	大学院学則(第4条)
⑨	第二十二條の四(研究科等の名称) 研究科及び専攻(以下「研究科等」という。)の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	大学院学則(第4条第3項)

□ 教員組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 教授会 デザイン学部、看護学部それぞれに教授、准教授、講師、助教を構成員とする教授会を置いている。大学の教育・研究に関する重要事項は、教授会規則に基づきそれぞれ審議することとしている。教授会の権限は、教授会規則第3条に審議事項を規定し、これに基づいて必要な審議を行い適切に運営している。審議事項は教授会規則の中で列挙しているが、2015年度から大学のガバナンス改革として、「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」が施行されたことを踏まえ、「その他学長が意見を求めた事項」をその一つとして追加している。学部長は学校教育法第92条に基づき学部に関する校務を掌り、教授会、代議員会及び教員会議の議長となって教授会等を主宰し、運営を行うこととしており、これについては、教授会規則第3条に定めている。</p> <p>2 教員組織 教員組織は、デザイン学部、看護学部それぞれに授業科目数及び単位数に応じて相応の教育経験、教育研究業績、実務経験を有する教授、准教授、講師及び助教を適切に配置することにより組織的な連携体制を確保しており、学部長のもとバランスのとれた教員組織を編成している。教員に求める能力・資質等は、教員選考基準第4条において、大学設置基準第14条から第17条に準拠し、教授から助手までそれぞれの職位の選考基準を明確に定めており、学部担当教員に求める能力、資質等を明らかにしている。</p> <p>3 教員選考 教員採用公募を行う際は、教員選考細則に基づき、当該学部の学部長は関連部局長との連名で人事委員会に教員配置要望書を提出する。人事委員会は、職位、学部における担当予定授業科目、研究分野、配置を必要とする理由、採用条件など、教員の採用に関する事項を審議している。また、当該学部の学部長は、選考委員会の委員候補者名簿が記載された教員選考発議書を教員配置要望書とともに人事委員会に提出する。選考委員の選出にあたっては①6人以内でその内2人は他学部等の教員から選出。②原則、当該年度内に退職予定の教員を除く。③人事委員会委員と兼務する者は半数以内とすることを定め、公正な審査体制を敷いている。また、人事委員会は、選考委員候補者の専門性等適切性を審議し選定している。</p>	<p>教員募集要項には、人事委員会が承認した事項のほか、求める人材像を明記し大学理念や3ポリシーとの整合性が図られている。</p> <p>選考委員会では、応募者の学歴、専門職資格、教歴、研究業績、その他の職歴などを詳細に精査し、厳選の上、書類選考合格者を決定し、面接を行い、担当予定授業科目との適合性、学生指導、研究指導、大学運営などの多様な観点から試問し、採用予定候補者を厳格に判定している。その後、選考委員長は人事委員会に選考結果報告書を提出・説明し、審議を経て人事委員会として当該候補者を承認している。教員の採用及び昇任に関する規程第1条に基づき、学長はこの採用予定者を教育研究審議会の議を経て採用決定している。</p> <p>4 授業科目の担当状況、専任教員数 本学では、教員組織の編制方針に基づき、大学設置基準で定められた必要数を上回る数の専任教員で構成する教員組織を整備している。</p> <p>2022年5月1日現在、デザイン学部は、大学設置基準で定められた専任教員数10人(うち教授5人)に対して、専任教員数33人(うち教授12人)を擁し、二つの専門コースの教育研究を行っている。なお、この中にはデザイン学部と看護学部に共通する学際教育科目を担当する教員3人を含んでいる。看護学部は、大学設置基準で定められた専任教員数12人(うち教授6人)に対して、専任教員数44人(うち教授11人)を擁し、九つの専門領域の教育研究を行っている。学部の各領域の担当には責任者となる教授を配置し、必要な調整を通して、領域間での連携や各学部の専門教育と学際教育との連携が円滑に行える組織体制を構築している。教育上主要と認める科目の担当状況について、教授又は准教授の担当率は、デザイン学が80.0%、看護学部が92.2%である。</p> <p>専任教員一人当たりの学生数は、デザイン学科で11.5人、看護学科で7.8人である。収容定員が少なく、学生の顔と名前が一致する規模の大学組織として、きめ細かい教育研究指導を行うことが可能である。</p> <p>専任教員の年齢構成は、40代・50代が70%を占めている。性別構成は、女性が60%を占めている。バランスの取れた教員組織といえる。</p>
自己評価結果	☑ 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	教授会の審議事項は教授会規定に明文化したうえで定例開催しており、専門的知見を有する教員から構成される合議制審議機関としての役割を果たしている。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十三条 ② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 一 学生の入学、卒業及び課程の修了 二 学位の授与 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの ③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。 ④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</p>	<p>大学学則(第14条、第15条、第27条～第30条、第39条、第41条～第47条) 教授会規則(第3条)</p>
	大学設置基準	
②	<p>第七条（教員組織） ② 大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。 ③ 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 ④ 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。 ※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条、大学設置基準第十四条・第十五条・第十六条・第十六条の二・第十七条を参照すること</p>	<p>大学学則(第6条) 教員選考基準(第4条)</p>
③	<p>第十条（授業科目の担当） ② 大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教（第十三条、第四十六条第一項及び第五十五条において「教授等」という。）に担当させるものとする。 ③ 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。</p>	<p>デザイン学部教員募集要項 看護学部教員募集要項 教育課程の編成 シラバス例(デザイン総合実習) シラバス例(成人看護科目)</p>
④	<p>第十二条（専任教員） ② 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。 ③ 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。</p>	<p>就業規則(第43条)</p>
⑤	<p>第十三条（専任教員数） ② 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。 ※ 専任教員の数については、大学設置基準別表第一・別表第二を参照すること</p>	<p>専任教員数</p>

ロ 教員組織に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 教員組織

各研究科の教員組織において、それぞれ研究科長を置き、研究科教授会を設置し、目的達成に向けた組織的な運営体制を整えている。デザイン研究科・看護学研究科の教員は、デザイン学部・看護学部の教員と兼任で、教員の配置状況(2022.5.1 現在)は、下表のとおりである。両研究科とも研究指導教員数(うち教授数)・研究指導補助教員数は、大学院設置基準で定められた必要数を満たしている。

研究科	課程	研究指導教員数 (教授数)	研究指導補助教員数
デザイン	博士前期	21 (11)人	5人
	博士後期	13 (9)人	8人
看護学	博士前期	20 (11)人	0人
	博士後期	10 (9)人	2人

デザイン研究科博士前期課程の教員配置は、研究指導教員 21 人(教授 11 人、准教授 10 人)、研究指導補助教員 5 人、科目担当教員 4 人の合計 30 人である。年齢構成は、60 代 4 人(全研究指導教員の 19%)、50 代 6 人(29%)、40 代 11 人(52%)である。デザイン研究科博士後期課程は、研究指導教員 13 人(教授 9 人、准教授 4 人)、研究指導補助教員 8 人、科目担当教員 3 人の合計 24 人で、年齢構成は 60 代 1 人(8.0%)、50 代 5 人(39%)、40 代 7 人(53%)である。看護学研究科博士前期課程の教員配置は、研究指導教員 20 人(教授 11 人、准教授 9 人)、研究指導補助教員 0 人、科目担当教員 9 人の合計 29 人である。年齢構成は 60 代 9 人(45%)、50 代 6 人(30%)、40 代 5 人(25%)である。同博士後期課程は、研究指導教員 10 人(教授 9 人、准教授 1 人)、研究指導補助教員 2 人、科目担当教員 0 人の合計 12 人で、年齢構成は 60 代 5 人(50%)、50 代 3 人(30%)、40 代 2 人(20%)である。このように、教員の年齢に偏りはない。

看護学研究科博士期課程には、日本看護協会の認定資格である専門看護師の受験資格を得ることができる「専門看護師(CNS)教育課程」を 5 課程設置している。

各研究科には、専門領域の研究業績・教育実績が高く、実務経験豊かな教員を配置し、本学研究科の編成方針に沿ってきめ細やかな教育・研究指導を行うことができる教員組織体制を整備している。

2 教員の選考等

研究指導教員・研究指導補助教員、科目担当教員の資格認定審査は、「ロ 教員組織に関すること(②大学):3. 教員選考」に示した方法に連動して行っている。大学院担当教員に求める能力及び研究・教育業績は、それぞれの研究科において、博士前期課程、博士後期課程ごとに、学位の有無や職位、原著論文数等をもとに審査している。審査は、各研究科の教員組織の編成方針を踏まえ、研究科教員認定審査会が担い、研究指導や授業科目を担当する十分な知識や教育研究業績を有する教員を選考している。

3 教育研究の組織体系

大学院博士前期課程における教育研究の組織体系は、各研究科の教育・研究における教育実績、研究業績、実務経験について高いレベルの専任教員を配置することを基本とし、教員の配置にあたっては、専門分野における教育実績、研究業績、実務経験と担当授業科目の適合性について十分に検討して配置している。

大学院博士後期課程における教育研究の組織体系は、それぞれの専門分野に関して特に秀でた教育実績、研究業績、実務経験を有する人材を配置することはもとより、分野を超えた担当教員の相互連携のもとで学生指導が行える体制としている。

研究科の授業や研究指導にあたり、極めて高度な教育・研究業績や指導能力を有する教員が必要となるため、専任教員を科目担当者に充てることとし、多様な科目の開講を目的に非常勤講師も任用している。

教育研究の組織体系の点検は、毎月の教授会のほか、両研究科の教務・学生支援委員会、及び研究科教務・学生連絡会議を毎月開催し、改善を要する点が見られた場合は、両研究科長の指示で速やかに検討・対応できる体制を整えている。本組織体系により、分野を超えた担当教員の相互連携・協力のもとで教育研究指導が行える体制及び大学院の目的を達成する教育研究指導体制を継続して維持できている。

自己評価結果

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点

専門領域の教育・研究実績が高く、実務経験豊かな教員を配置し、分野を超えた連携・協力のもとできめ細やかに教育研究指導が行える教員組織体制を整備している。

改善を要する点

特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	<p>大学院設置基準</p>	
①	<p>第八条（教員組織） 大学院には、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。 2 大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。 3 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。 4 第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。 5 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 6 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条を参照すること</p>	<p>大学院学則(第5条) 教員組織編成の考え方(大学院設置認可申請書)</p>
②	<p>第九条（教員組織） 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。 一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者 ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 2 博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。</p> <p>※ 専攻ごとに置くものとする教員の数については、平成十一年文部省告示第百七十五号を参照すること</p>	<p>大学院学則(第5条) 専任教員数 デザイン学部教員募集要項 看護学部教員募集要項</p>
③	<p>第九条の二（一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教員組織） 研究科の基礎となる学部の学科の数を当該研究科の専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数（以下「一定規模数」という。）以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十三条に定める専任教員の数に算入できない教員とする。</p> <p>※ 一個の専攻当たりの入学定員の一定の数（「一定規模数」）については、平成十一年文部省告示第百七十六号を参照すること</p>	<p>該当なし</p>

ハ 教育課程に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 入学者選抜方法・体制</p> <p>入学志願者に対して、修得しておくべき知識等の内容をアドミッション・ポリシーで明示している。さらに、各課程の入学者選抜試験における出願資格、選抜方法及びその配点、採点・評価基準を全課程の学生募集要項で明示している。入学者選抜試験では、均整のとれた基礎学力のみならず、学ぶ意欲、表現力や創造性、論理的な思考能力などを評価し、個性豊かで多彩な能力を持つ学生の受け入れを図ることも必要であると考え、一般選抜に加え、学校推薦型選抜、社会人特別選抜、私費外国人留学生特別選抜(デザイン学部のみ)、総合型選抜(デザイン学部のみ)、3年次編入学(デザイン学部のみ)において、学力検査に偏重しない選抜方法を実施し、多様な学生を受け入れることとしている。</p> <p>本学では本学の理念に基づき学生を確保するため、入学者選抜試験の改善・充実を図り、その円滑な実施に資することを目的として学内委員会であるアドミッションセンターを組織している。同センターでは、本学の入学者選抜試験及び大学入学共通テスト実施に関する事項、学生募集に係る事項、入学者選抜に係る調査研究及び統計に関する事項等、入学者受入方針に基づくセンターの目的を達成するために必要な事項を公正かつ計画的に審議し、具体的実施内容を決定している。</p> <p>また、選抜試験の実施結果や事後評価及び文部科学省からの入学者選抜実施要項についての通知等を踏まえ、毎年、要項や入学者選抜方法の検証を行い、適切で公正な入試を実施している。</p> <p>2 教育課程の編成方針・授業方法</p> <p>本学では、学部、専攻科それぞれが教育研究上の目的(教育目標)及び学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を踏まえ、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を定め、履修の手引き及び本学公式ウェブサイト等で明示している。</p> <p>授業科目名、科目区分、必修・選択の別、単位数等については、履修の手引きに授業科目一覧として明示している。また、順次性を持った教育課程の編成をより明確にするため、全ての科目にコードを付し、科目ナンバリングとして授業科目一覧に明示している。</p> <p>教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針等の適切性を検証した上で、専門コース(分野)を再編する場合やそれに伴う科目区分、授業科目名、必修・選択の別、単位数等の変更を行う場合は、当該学部教授会の議を経て、部局</p>	<p>長会議に諮り、最終的に教育研究審議会の議を経て、大学学則、履修等に関する規則を改正し、次年度の履修の手引き、シラバス及び学生生活ハンドブックに反映させるとともに年度始めに学生へ周知している。なお、教務・学生連絡会議及び研究科教務・学生連絡会議が策定する全学共通の「シラバス作成ガイド」に基づき各科目責任者が各科目のシラバスを作成し、各学部長が点検している。</p> <p>学生の主体的参加を促す授業方法として、学生の予習・復習への配慮から、シラバスに全講義回数の講義内容の記載と、参考文献を提示しており、初回授業時に、各担当教員が学生に成績評価基準とその方法を示している。また、年間の授業回数は、学事暦に従い1科目15回(2単位科目の場合)で行うことを徹底し、定期試験期間はこの授業回数とは別に設け、適切に運用している。</p> <p>3 成績評価基準・単位の授与・卒業認定</p> <p>本学では、学部の成績評価について、大学学則第35条及び履修等に関する規則第12条で規定しており、試験の成績、平常の学習参加の態度、課題に対する成果等を総合的に評価することとしている。また、「成績の評価の方法は、学生に対して配布する授業の計画(シラバス)に記載された方法によるものとする。」と定めている。各授業科目のシラバスには、「成績評価基準と方法」の項目を設けており、評価方法の詳細項目と到達目標との対応関係を記載するとともに詳細項目ごとの評価基準と評価割合(%)を明記している。</p> <p>さらに、上記の学則第35条及び履修等に関する規則第12条では、成績評価の評語(S~C、F)と評点(0~100点)を定めており、S(90点~100点)、A(80点~89点)、B(70点~79点)、C(60点~69点)、F(0点~59点:不合格)の5段階評価としている。定期試験の実施に際し、成績評価結果に関して疑義がある場合は、事務局学生課及び桑園事務室において照会を受け付けることを学生に明示している。学生から照会があった場合については、事務局から科目責任者に疑義の内容を伝え、科目責任者から当該学生に対し回答することとしている。なお、2022年度に評語に応じた成績基準を明文化し、2023年度の学生生活ハンドブックに明示した。</p> <p>卒業については、本学に4年以上在学し、所定の授業科目を履修し、卒業に必要な単位数以上の単位を修得した者に対し、教授会での審議を経て、卒業を認定し、学長から学位を授与する。</p>
自己評価結果	☑ 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	多様な学生の受け入れを図る方策を探るため、アドミッションセンターでは、例年、国や公立大学協会等から示される入試実施要領等を踏まえながら、十分な検討・準備を行い、適切に入学試験を実施している。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第二条の二（入学者選抜） 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。 ※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照すること</p>	大学学則 (第 22 条～第 30 条) アドミッション・ポリシー アドミッションセンター規則 入学者選抜要項及び学生募集要項(入学試験・出願について)
②	<p>第十九条（教育課程の編成方針） 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。 ※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	カリキュラム・ポリシー 大学学則 (第 31 条～第 38 条) 履修等に関する規則 履修の手引き シラバス 学位規則
③	<p>第二十条（教育課程の編成方法） 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。</p>	履修の手引き シラバス
④	<p>第二十一条（単位） 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。 2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。 一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。 二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもって一単位とする。 3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p>	大学学則 (第 31 条～第 38 条) 履修等に関する規則
⑤	<p>第二十二条（一年間の授業時間） 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。</p>	大学学則 (第 17 条～第 19 条)
⑥	<p>第二十三条（各授業科目の授業時間） 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。</p>	修学進行表 シラバス
⑦	<p>第二十五条（授業の方法） 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。 2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。 3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。 4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。</p>	大学学則 (第 31 条～第 38 条) シラバス
⑧	<p>第二十五条の二（成績評価基準等の明示等） 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。 ※ 卒業の要件については、大学設置基準第三十二条、学校教育法施行規則第四百七条を参照すること</p>	履修の手引き シラバス 大学学則 (第 47 条、第 48 条) 履修等に関する規則 ディプロマ・ポリシー
⑨	<p>第二十七条（単位の授与） 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第二十一条第三項の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。</p>	大学学則 (第 31 条～第 38 条) 履修等に関する規則
⑩	<p>第二十七条の二（履修科目の登録の上限） 大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。 2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。</p>	履修等に関する規則

ハ 教育課程に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 入学者選抜</p> <p>本学大学院が求める人材像をアドミッション・ポリシーに定め、受験希望者に周知している。各研究科で必要となる能力等は、各課程の学生募集要項に出願資格、選抜方法、採点・評価基準として明示している。博士前期課程の入学者選抜試験では受験区分を一般選抜と特別選抜(社会人、私費外国人留学生)、推薦選抜(デザイン研究科のみ)とし、それぞれに試験科目と配点を定めている。学士の学位を有さない社会人等に対しては個別の出願資格認定審査を行い、門戸を広げ受験の機会を設けている。博士後期課程では、出願資格として修士の学位を有する者の他、社会人や外国の学校教育課程修了者等に対し、個別の出願資格認定審査により出願資格を与えている。なお、博士前期課程・博士後期課程のいずれも多様な学生の受け入れを促進し、社会人大学院生の学修機会を充実させるために、各研究科において「長期履修制度」、「昼夜開講制」を運用している。</p> <p>大学院の入学者選抜は、必要事項について各研究科が案を作成し、アドミッションセンターでの審議を経て策定し、実施している。全課程の入学者選抜試験では面接試問を取り入れ、アドミッション・ポリシーに基づき、論理性や探求心、研究遂行能力など多角的な視点をもって入学生を受け入れている。入学者選抜試験の業務に関しては、アドミッションセンターが作成したマニュアルに基づいて、公平・公正に試験を実施している。</p> <p>2 教育課程</p> <p>「教育研究上の目的」を達成するために、各研究科の博士前期課程・博士後期課程のカリキュラム・ポリシーに基づき授業科目を設定している。各研究科の博士前期課程では、開講科目を専門教育科目と研究科連携科目に区分している。デザイン研究科・看護学研究科の履修等に関する規則に基づき、専門教育科目を各研究科の専門分野に特化し体系化している。またデザイン研究科と看護学研究科の学生が両者に共通する課題について協働で学修し連携の基礎的素養を涵養することが研究科連携科目のねらいである。博士後期課程の開講科目に関しては、デザイン研究科では基本科目、展開科目、研究指導科目に区分し、看護学研究科では連携科目、専門科目、研究指導科目に区分し、各研究科とも、コースワークからリサーチワークへ円滑に展開するよう、バランスに配慮した教育課程を編成している。</p>	<p>博士前期課程・博士後期課程のリサーチワークでは、学生1人に対して1人の研究指導教員が主指導教員として研究指導を行う体制である。各研究科ともに、学生が研究を系統的、計画的に進められるよう、シラバス、履修の手引き、研究計画書等で研究の進め方や研究スケジュールを明示している。デザイン研究科では2023年度から、各学生の研究に対する研究指導計画を指導教員が年度ごとに作成し、学生に明示している。看護学研究科では一層の学習者本位の研究指導に資するため、指導教員による学生の研究に対する研究指導計画の作成及び明示方法について検討している。6月までに看護学研究科教務学生支援委員会において研究指導計画(案)並びに実施要領(案)を作成し、7月の研究科教授会において審議予定である。2024年度から実施する。</p> <p>3 成績評価基準・修了認定</p> <p>大学院学則別表1、2、3で各授業科目の単位数を規定している。授業期間等は、学部と同様とし、各学期に必要な週数を確保している。科目のねらい、到達目標、授業計画・内容等と併せて成績評価基準と方法を各科目のシラバスに記している。また、大学院学則及び学位規則には、修了に必要な単位数及び授与する学位を規定している。成績評価(標語:S・A・B・C・Fランク、基準、評価点)、学位論文の審査体制・方法及び修了要件については、履修に関する規則及び大学院学則に明記するとともに、各研究科のガイダンスで説明している。博士前期課程・後期課程のディプロマ・ポリシー、大学院学則に沿って修了要件を定め、学生生活ハンドブック、履修の手引きにより学生に明示している。なお、2022年度に評語に応じた成績基準を明文化し、2023年度の学生生活ハンドブックに明示した。</p> <p>修士論文(デザイン研究科の一部は修了制作及び修了制作報告書、あるいは特定課題研究報告書)、博士学位論文に関しては、各研究科教授会選定の主査・副査からなる審査会が審査を実施している。各研究科のディプロマ・ポリシーに則った審査基準に基づき、提出論文の審査及び口頭試問に続いて、公開発表会による審査会を行い、合否判定会議において論文の合否判定をしている。</p> <p>修了認定は、研究科教授会において修了判定会議を開催し、修了要件(論文の合否判定の結果及び当該学生の単位取得状況)に基づき厳正に修了判定を行っている。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>多様な学生の受け入れを促進するため、社会人特別選抜を実施するとともに、社会人の生涯学修ニーズ等に応える「昼夜開講制」や「長期履修学生制度」等を導入し、より修学しやすい環境を提供している点。</p>
<p>改善を要する点</p>	<p>特になし。</p>

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p>第一条の三（入学者選抜） 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p>	<p>大学院学則(第16条～第24条) アドミッション・ポリシー 学生募集要項(デザイン研究科、看護学研究科)</p>
②	<p>第十一条（教育課程の編成方針） 大学院は、当該大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。 ※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	<p>カリキュラム・ポリシー 大学院学則(第25条～第33条) デザイン研究科履修等に関する規則 看護学研究科履修等に関する規則 履修の手引き(デザイン研究科博士前期・博士後期課程、看護学研究科博士前期・博士後期課程) シラバス 学位規則</p>
③	<p>第十二条（授業及び研究指導） 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によつて行うものとする。</p>	<p>大学院学則(第25条～第33条) デザイン研究科履修等に関する規則 看護学研究科履修等に関する規則</p>
④	<p>第十三条（研究指導） 研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。 2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるもの及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。）を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。</p>	<p>デザイン研究科履修等に関する規則 看護学研究科履修等に関する規則</p>
⑤	<p>第十四条の二（成績評価基準等の明示等） 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。 ※ 修士課程及び博士課程の修了要件については、大学院設置基準第十六条・第十七条、学位規則第三条・第四条を参照すること ※ 学位論文に係る評価にあつての基準の公表については、学校教育法施行規則第172条の2第3項を参照すること</p>	<p>大学院学則(第27条、第42条、第43条) デザイン研究科履修等に関する規則 看護学研究科履修等に関する規則 履修の手引き(デザイン研究科博士前期・博士後期課程、看護学研究科博士前期・博士後期課程) シラバス ディプロマ・ポリシー デザイン研究科 博士前期課程 学位申請の手引(修士) デザイン研究科 博士後期課程 学位申請の手引(博士) 看護学研究科 博士前期課程 論文作成要領(修士) 看護学研究科 博士後期課程 論文作成要領(博士)</p>
⑥	<p>第十五条（大学設置基準の準用） 大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三項、第三十条の二並びに第三十一条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、第三十条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十単位」と、第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と読み替えるものとする。</p>	<p>大学院学則(第25条～第33条)</p>

二 施設及び設備に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

校地及び運動場

本学は芸術の森キャンパスと桑園キャンパスの2校地からなり、大学設置基準を満たす十二分な面積を有している。また、校舎周辺には緑地帯、体育館、屋外運動場を整備している。

単位: m²

	設置基準 校地面積	設置基準 校舎面積	校地面積	校舎 面積	屋外 運動場
芸術の森 キャンパス	3,600	4,601.2	167,617	23,086	15,462
桑園 キャンパス	3,400	4,660.4	18,152	12,367	2,640
合計	7,000	9,261.6	185,769	35,453	18,102

デザイン学部がある芸術の森キャンパスは、自然に囲まれ、札幌芸術の森美術館とも隣接しており、看護学部がある桑園キャンパスは、札幌の中心部に位置し、実習の場にもなる市立札幌病院に隣接するなど、どちらも恵まれた立地環境にある。

2 校舎施設及び設備

施設概要のとおり、両キャンパスともに教育・研究活動に支障がない施設・設備を備えている。また、バリアフリー化については、円滑な移動が可能となるよう、自動ドア、エレベータ、段差解消昇降機、階段手すり、点字ブロックを整備したほか、多目的トイレも整備している。

【特色ある設備、機械・器具】

1) 芸術の森キャンパス

デザイン学部・研究科の学生が学ぶことから、B棟(専門教育)に木工室、金工室、塗装樹脂成型室など様々な材料加工ができる特殊機械を備えた実習室を整えている。授業ニーズに合わせて工作機械・器具を更新している。

2) 桑園キャンパス

看護学部・研究科の学生が学ぶことから、看護実習室に加えて、大学院棟に高機能シミュレータ(人形)等を常備した「シミュレーション・ラボ」や療養環境を想定した看護研究・実験を行うことができる「シールドルーム」を整えている。

教育研究備品の整備については、毎年、学部ごとに検討を行い、器具を購入し教育・研究に活用している。

【維持・管理】

1) キャンパスごとに警備・清掃・設備保守業務を一括委託し、統合的な施設管理を行っている。日常及び定期点検を実施し、点検結果をもとに修繕リストを作成し、建物・設備の状態を把握して必要な措置をしている。法令に基づく第三者による特定建築物・建築設備等の定期検査を受け、適正な評価の下、校舎の維持保全に努めている。

2) 校舎の長寿命化を図るため、保全計画に基づいた両キャンパスの建物(外壁、屋上防水)及び建築設備(衛生・空調・電気)の改修工事を計画的に実施している。

【その他施設】

札幌市内にサテライトキャンパス、まこまないキャンパスを設置し、教育・研究活動の場として利用するほか、成果や知的財産を地域に還元している。2022年度にAITセンターを設置し、先進的なAI(人工知能)やIT(情報技術)を活用した研究機関として、札幌市や企業と共同研究を進めている。

3 附属図書館

本学は芸術の森キャンパス、桑園キャンパスそれぞれに附属図書館を持つ。図書館運営会議が教育研究上必要な資料を系統的かつ計画的に整備している。図書館は延べ床面積2,059 m²、在籍者数842人に対し216席座席、グループ学習室1室、特別閲覧室1室、情報検索用パソコン17台を有する。また、司書資格等の専門能力を有する図書館職員は司書2人及び補助員6人を配置している。

蔵書数は、2022年5月1日現在で121,118冊、定期刊行物は和雑誌計707種類、洋雑誌計24種類、視聴覚資料として計3,033点を整備している。電子情報は、蔵書目録(OPAC)のほか、国内、海外のデータベースが学内・学外からも利用可能となっている。また所蔵のない資料についてはILLによる文献複写サービス及びDDS(Document Delivery Service)を導入し、教育研究に必要な資料を適宜提供できるようにしている。また、学術機関リポジトリを導入し、2022年5月1日現在で172の論文を掲載している。その他、一般市民への開放、ニューズレター「のほほん」の発行、隣接する札幌芸術の森美術館との連動企画などを行っている。また、新型コロナウイルス感染症流行中には図書館の来館を制限せざるを得なかったが、学生の教育研究の遂行に支障を来さないよう、図書貸出し郵送サービス、文献複写及び文献郵送サービスを実施した。

自己評価結果	<input checked="" type="checkbox"/> 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	保全計画を作成し、計画的に施設・設備の大規模改修を進めていることに加え、修繕箇所のリストを随時更新し、危険度・緊急度などから優先順位をつけたうえで順次修繕を行っている。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

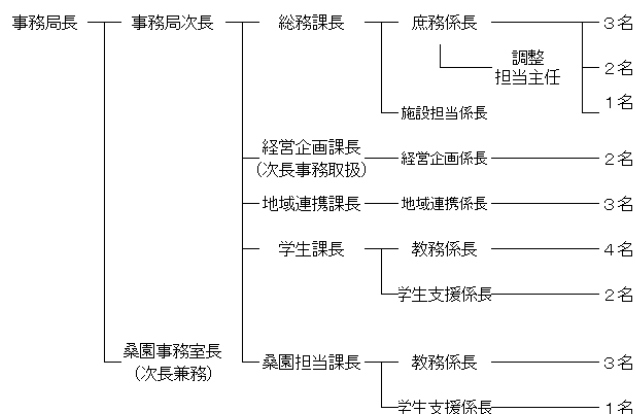
番号	関係法令等	関連資料
①	<p>大学設置基準</p> <p>第三十四条（校地） 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。</p> <p>一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて休息、交流その他に利用できるものであること。</p> <p>二 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。</p> <p>※ 必要な校地の面積については、大学設置基準第三十七条を参照すること</p>	<p>認証評価共通基礎データ</p>
②	<p>第三十五条（運動場） 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する運動場を設けることができないと認められる場合において、運動場を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、運動場を設けないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、原則として体育館その他のスポーツ施設を校舎と同一の敷地内又はその隣接地に備えることにより行うものとする。ただし、やむを得ない特別の事情があるときは、当該大学以外の者が備える運動施設であつて次の各号に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。</p> <p>一 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもつて利用できること。</p> <p>二 校舎から至近の位置に立地していること。</p> <p>三 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。</p>	<p>認証評価共通基礎データ 芸術の森キャンパス施設情報 桑園キャンパス施設情報</p>
③	<p>第三十六条（校舎施設等） 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 学長室、会議室、事務室</p> <p>二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）</p> <p>三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室</p> <p>2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。</p> <p>3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。</p> <p>4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。</p> <p>5 大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。</p> <p>6 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。</p> <p>※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、大学設置基準第三十七条の二・第三十九条・別表第三を参照すること</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第十九条・第二十二条も参照すること</p> <p>※ 二以上の校地において教育研究を行う場合、大学設置基準第四十条の二、大学院設置基準第二十二条の二を参照すること</p>	<p>認証評価共通基礎データ 芸術の森キャンパス施設情報 桑園キャンパス施設情報</p>
④	<p>第三十八条（図書等の資料及び図書館） 大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。</p> <p>2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。</p> <p>3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。</p> <p>4 図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。</p> <p>5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十一条も参照すること</p>	<p>認証評価共通基礎データ 附属図書館規則 附属図書館利用規程</p>
⑤	<p>第四十条（機械、器具等） 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十条も参照すること</p>	

ホ 事務組織に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 事務組織

本学では、[学則](#)及び[事務局規則](#)により事務局に「室」及び「課」を置き、その事務分掌を定めている。芸術の森キャンパスには、総務課、経営企画課及び地域連携課を置き、法人・大学・大学院の運営に関する業務、教育研究活動の支援その他の運営に必要な事務を行っている。また、芸術の森キャンパスと桑園キャンパスとの距離が離れていることから、教学及び学生支援業務を担当する課として芸術の森キャンパスに学生課、桑園キャンパスに桑園事務室を置いている。専任職員 36 人(うち 4 人は設立団体である札幌市からの派遣職員)に加えて、補助的な業務の執行のため契約職員を 32 人配置するほか、外部委託や人材派遣も活用し、限られた人員による、効率的かつ合理的な業務遂行に努めている。



法人職員の採用に当たっては、[教職員就業規則](#)に沿って公募し、採用試験(筆記、面接等)を実施している。採用後は[札幌市立大学人材育成基本方針](#)に基づき、職員の人事評価に関する規程及び職員の人事評価に関する細則に従った適切な人事評価や目標管理を通じた人材育成を実施している。また、人事評価や本人の希望及び適性を踏まえた計画的な人事異動や昇任を実施し、組織力の向上を図っている。

2 厚生補導の組織

正課外の諸活動における支援等を行うため事務局学生課及び桑園事務室に学生支援係を置き、専任職員を配置している。学生支援係では、教員組織である各学部の学生支援委員会やキャリア支援委員会、各研究科の研究科教務・学生支援委員会との連携のもと、課外活動支援、授業料減免・奨学事務、保健管理、就職支援等を行っている。

芸術の森キャンパス及び桑園キャンパスに保健室と学生相談室を設置しており、学生相談室には専門カウンセラー(臨床心理士)を配置し、学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮に努めている。なお、学生の生活支援に関する情報は、学生生活ハンドブックなどに掲載するとともに、ガイダンスで全学生に周知し、必要な際に利用するよう案内している。

3 社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制

事務局学生課及び桑園事務室の学生支援係にキャリア支援担当職員を配置し、デザイン学部・研究科、看護学部・研究科、助産学専攻科の学生に対して支援を行う体制を整備し、学生の就業意識の醸成、進路選択支援に関する取組を行っている。具体的な取組としては、キャリアガイダンス、卒業生による講演会等の職業観を育成するための事業、企業・病院等によるセミナー、国家試験対策、進学支援等の様々な事業を実施しており、就職活動に対する支援だけではなく、卒業後の準備段階としての意識の向上を図っている。これらの事業の実施にあたっては、教員組織である各学部のキャリア支援委員会等と連携することで、教職協同が図られている。

芸術の森キャンパスと桑園キャンパスのキャリア支援室に専門職員を配置し、学生個々の特性、希望進路等を踏まえた個別相談を行っている。具体的な就職活動についての相談が主な業務ではあるが、個別相談の内容が、就職先のマッチングから将来のキャリアパスのイメージづくり、学生の自己分析、学生時代に得た能力や自分の強みに対する自己認識等につながっており、きめ細やかな対応ができています。

自己評価結果	<input checked="" type="checkbox"/> 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	それぞれのキャンパスにキャリア支援室を置き、キャリア支援専属の職員(看護学部では看護師資格を保有)が効果的な助言、指導をおこなう体制を敷いている。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
大学設置基準		
①	第四十一条（事務組織） 大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。	事務局規則 教職員就業規則 職員の人事評価に関する規程 職員の人事評価に関する細則 人材育成基本方針
②	第四十二条（厚生補導の組織） 大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。	事務局規則 教職員就業規則 職員の人事評価に関する規程 職員の人事評価に関する細則 人材育成基本方針 学生生活ハンドブック(V 学籍・学生生活)
③	第四十二条の二（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制） 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。	事務局規則 第三期中期計画
大学院設置基準		
④	第四十二条（事務組織） 大学院を置く大学には、大学院の事務を遂行するため、適当な事務組織を設けるものとする。	事務局規則 教職員就業規則 職員の人事評価に関する細則 人材育成基本方針

へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 三つのポリシーの策定</p> <p>本学では、2017年度に企画室会議において、本学の教育理念及び教育目的をもとに、全学共通の学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)を見直し、現行3ポリシーの基本形として定めるとともに、デザイン学部、看護学部、デザイン研究科博士前期課程、同博士後期課程、看護学研究科博士前期課程、同博士後期課程、助産学専攻科の計七つの教育組織それぞれに三つのポリシーを定めている。これらのポリシーは、本学の理念・目的を高い次元で実現できるよう教務委員会、教務・学生連絡会議、アドミッションセンター会議等の関係委員会で検討・調整を重ねた後、教授会や部局長会議での最終承認を得て明文化したものである。これらのポリシーは、学生生活ハンドブック、各教育課程の履修の手引きに明記し、本学公式ウェブサイトで公表している。</p> <p>(1) ディプロマ・ポリシー</p> <p>ディプロマ・ポリシーは、大学及び大学院の教育研究上の理念・目的を踏まえ、「幅広い教養と豊かな人間性を有し、地域社会に貢献できる人材として能力を備えた学生に学位授与すること」を基本方針に据え、これを受けて各学部や各研究科、専攻科ごとに求める能力に沿ったポリシーを具体的に定めている。</p> <p>(2) カリキュラム・ポリシー</p> <p>カリキュラム・ポリシーは、全学のポリシーとして定める「教育課程の編成方針」「教育内容・方法の実施方針」「学修成果の評価方針」を基本方針として定め、教育組織ごとに修得目標を到達できるようポリシーを定め、体系的な教育の仕組みを構築していることを明示している。本学では、専門知識や専門技能の修得はもとより、異分野であるDesign×Nursing教育を通じた人格形成も教育目標の一つとしていることから、全学ポリシーの中で、その基礎的能力涵養の土台となる「学際教育科目」の位置づけや当該科目を設ける目的についても触れている。なお、学際教育科目については、2021年度まで共通教育科目との名称で区分していた科目群を再編したものであり、この再編に併せて、カリキュラム・ポリシーも修正を図っている。</p>	<p>各研究科のカリキュラム・ポリシーでは、大学院の教育・研究上の理念のもと、目標とする人材育成に向けた教育課程を編成することとしている。各研究科の教育課程における学修方法や学修成果の評価のあり方等について具体的に明示する必要があり、各研究科教授会、研究科教務・学生連絡会議においてカリキュラム・ポリシーの見直しを検討している。2023年9月までに、以上の内容を明示したアドミッション・ポリシー案を作成して、各研究科教授会において審議した後、2024年度からの運用開始を目指す。</p> <p>(3) アドミッション・ポリシー</p> <p>アドミッション・ポリシーは、全学のポリシーである「求める学生像」「入学者選抜の在り方」を基盤として、それぞれの教育組織で求める具体的な学生像を示している。両学部のポリシーでは、具体的な入学者選抜方法についても明記しており、本学への入学を志願する受験者をはじめとするステークホルダーに広く周知を図っている。</p> <p>各研究科のアドミッション・ポリシーでは、大学院の教育・研究上の理念に基づき、幅広い視野をもって地域社会に貢献する人材育成という目的を実現するために、各課程が求める人材像を明示している。入学者選抜のあり方や評価方法、評価の活用については、具体的に明示する必要があり、デザイン・看護学研究科による教務・学生連絡会議にて検討を開始した。2023年9月までに、以上の内容を明示したアドミッション・ポリシー案を作成して、各研究科教授会において審議した後、2024年度からの運用開始を目指す。</p> <p>2 三つのポリシーの一貫性</p> <p>本学では、大学全体を俯瞰する視点から定める全学部共通ポリシーから教育組織ごとの具体的なポリシーまでそれぞれ定めている。三つのポリシーの関係については、①まず学位授与方針にて人材育成の考え方を掲げ、②その人材育成に向けた教育課程の編成・実施方針を定め、③さらにこれらの考え方に沿った人材育成に相応しい入学者の受入方針を示す、という流れで体系化しており、大学が目指す一連の方向性が明示できていることから、一貫性の確保ができています。</p>
自己評価結果	☑ 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	3ポリシーに基づく入学者選抜、教育課程編成、人材輩出の流れが確立されており、一貫性が図られている。
改善を要する点	大学院のアドミッション・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーは、これらを具現化するための内容、方法について明示するよう検討する必要がある。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法施行規則	
①	<p>第六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。</p> <p>一 卒業又は修了の認定に関する方針 二 教育課程の編成及び実施に関する方針 三 入学者の受入れに関する方針</p> <p>2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。</p>	<p>ディプロマ・カリキュラム・アドミッション・ポリシー 履修の手引き 学生生活ハンドブック（I 本学の概要）</p>

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 教育研究活動等状況の公表</p> <p>本学の教育研究活動等については、以下のとおり公表している。</p> <p>(1) 教育研究上の目的・三つのポリシー</p> <p>教育研究上の目的は、学則、大学院学則に規定しており、本学公式ウェブサイト、履修の手引き、学生生活ハンドブックにおいて公表している。ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、及びアドミッション・ポリシーの3ポリシーは本学公式ウェブサイト、入学者選抜要項、学生募集要項、学生ハンドブック、履修の手引きにおいて、全学にかかわるもの、各学部、大学院、専攻科それぞれの入学者選抜要項、学生募集要項、学生ハンドブック、履修の手引きに掲載し、学生を含む大学構成員に周知するとともに、社会に公表している。</p> <p>(2) 教育研究上の基本情報</p> <p>大学の基本情報や、組織図、施設、教員数、教員の学位及び業績、学生数、卒業者(修了者)数及び進路状況は、本学公式ウェブサイトにおいて公表している。授業科目、授業方法及び内容、カリキュラムは、履修の手引き、本学公式ウェブサイトに掲載しているシラバスにおいて公表している。また、学部、大学院、専攻科の卒業(修了)の認定基準は、本学公式ウェブサイト、学生生活ハンドブック、履修の手引きにおいて公表している。成績評価基準・方法についても、各シラバスに明示し、公表している。</p> <p>(3) 学生支援等</p> <p>授業料、入学金その他の費用は授業料減免に関する情報と併せて、本学公式ウェブサイト、大学案内、入学者選抜要項等において公表している。学生には授業料免除に係る情報を学期毎にオンデマンドの動画配信で説明し、併せて学生向けポータルシステムで周知している。また、各種相談窓口、支援体制は本学公式ウェブサイト、大学案内において公表しており、学生には、学期毎のガイダンスや掲示等で相談窓口等の案内を行うことにより、更なる周知を行っている。</p>	<p>2 情報公表体制の整備</p> <p>(1) 情報公表体制</p> <p>大学のプレゼンスを高める広報戦略を推進することを目的に、経営会議直下に広報室を設置している。広報室では、広報戦略とこれに基づく広報活動の企画立案、推進と全体調整を行っている。毎月開催する広報室会議では、実施した広報活動の検証を行い、それを踏まえて次年度以降の広報活動を計画し実施している。</p> <p>(2) さまざまな媒体を活用した情報の公表</p> <p>本学公式ウェブサイトにおいて、適切かつ正確な情報の適時公表に努めている。毎年度の初めには、教員情報や学生数、学生生活ハンドブックなど教育研究活動等の情報の更新を各部署に依頼し、更新漏れがないよう管理している。2023年3月末には、本学公式ウェブサイトのリニューアルを実施し、スマートフォンでの操作性向上やアクセシビリティの向上等を図った。</p> <p>受験生に向けた情報公表として、大学案内では写真付の教員紹介ページを設け、本学公式ウェブサイトでは教員の研究に関するインタビュー記事を掲載し公表するなど、受験生がより本学に対する認識を深められるような周知を行っている。また、YouTubeにて、本学の施設やカリキュラムを紹介する動画を公表することにより、受験生が入学後イメージできるような取組を行っている。その他、学生広報による広報誌の作成や、Twitter、Instagramを用いた多角的な情報発信を行っている。</p> <p>市民・企業に向けた情報公表として、研究・活動事例集、教員研究紹介、SCUjournalを紙媒体で発行し、本学公式ウェブサイト上でも公表している。加えて、本学の活動が市民・企業により伝わるよう地元新聞に毎年度新聞広告を掲載している。また、地域連携研究センターが主導し、学外向けのイベントとして公開講座、産学官金連携交流会を行い、研究や本学の取組について周知を図っている。</p> <p>海外に向けた情報公表として、本学公式ウェブサイト内に英語版のページを設け、本学の3ポリシー、学部、専攻科、研究科に関する説明、英語版パンフレットを公表し、海外からの入学希望者が本学に対する認知を深められるよう周知を図っている。</p> <p>(3) その他広報活動</p> <p>大学の研究や、地域連携活動、学生の受賞情報、サークル活動など学内で情報の取りまとめを行い、本学公式ウェブサイトにおいて公表するだけでなく、メディアに対するプレスリリース、Twitterでの随時発信も行っている。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>教育研究活動等の状況等について、法令に基づき公表している。また、ステークホルダー毎に効果的に伝わるような様々な手法を用いて情報の周知を図っている。</p>
<p>改善を要する点</p>	<p>特になし。</p>

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	学校教育法 第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。	本学公式ウェブサイト 大学情報の公開 教育情報の公表
②	学校教育法施行規則 第七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること 二 教育研究上の基本組織に関すること 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること 八 授業料、入学金その他の大学が徴収する費用に関すること 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。 3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。	教育研究上の目的 札幌市立大学学則 札幌市立大学大学院則 大学案内【パンフレット】 三つのポリシー 学生生活ハンドブック 運営・組織 全教員一覧 入学、卒業後の進路の状況 シラバス(授業計画) 学修の評価、卒業認定基準等 各施設の交通アクセス 芸術の森キャンパス 施設情報 桑園キャンパス 施設情報 授業料・入学金・その他費用 心身の健康に関する支援 札幌市立大学 Twitter アカウント 札幌市立大学 YouTube アカウント 学生宣伝部 Twitter アカウント 学生宣伝部 Instagram アカウント 研究論文集(SCU journal) 研究・活動事例集 公開講座 公立大学法人札幌市立大学 広報室設置要領

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 自己点検・評価の実施体制</p> <p>本学の内部質保証活動は、全学的な取組と各部局等による取組の二つに大別できる。</p> <p>教育研究活動等の継続的改善を行う全学的仕組みは、学長を中心に役員会、経営審議会、教育研究審議会、経営会議、部局長会議、自己点検・評価委員会が推進しており、その実効性のため PDCA を機能させている。点検・評価は検証(Check)に位置付けており、この検証に基づいて、学長、経営会議、部局長会議などが次年度の改善(Action)や計画(Plan)を策定する。点検・評価活動の中心組織は自己点検・評価委員会である。その目的は自己点検・評価及び第三者評価(自己点検・評価委員会規程第 2 条)とし、法人評価や認証評価に係る定期的点検・評価を担う。</p> <p>(1) 全学的な自己点検・評価体制及び実施の状況</p> <p>自己点検・評価委員会は、教育研究全般の計画・評価を担う部局長を中心に構成しており、教育研究活動全体を把握し、本学の理念や教育目標と照らして活動の合理性や効率性を判断するとともに、改善提案を行う。本委員会は、各部局等の点検結果を基に統括的に点検・評価し、半期ごとに理事長を議長とする部局長会議へ報告する。部局長会議では、全学的かつ部局横断的な連携を図りながら今後の取組に係る協議を行う。その後、部局長会議から教授会へ伝達の上、全教職員で情報を共有し、全学的かつ部局横断的な連携を図りながら活動を改善している。</p> <p>年度終了後の点検・評価結果は、実績報告書案として理事長に報告する。理事長は、部局長会議、経営審議会、教育研究審議会、役員会の議を経て、札幌市地方独立行政法人評価委員会に実績報告書を提出する。その後、法人評価委員会から部局長に対してヒアリングが行われ、最終的な評価を受ける。このように、内部質保証の取組の客観性・妥当性を高める工夫を図っている。なお法人評価結果は全教職員に伝達し、次年度以降の諸活動に連動している。</p> <p>(2) 各部局等における自己・点検評価</p> <p>学部・研究科や附属研究所、学内委員会などの部局等は、それぞれが所掌する教育研究等の事項について、自己点検・評価を含む振り返りを行っている。その結果は、教授会等で共有し、取組の改善に生かしている。分析や評価にあたっては、可能な限り成果指標の達成状況、経年変化や他大学との比較などの客観性を重視している。各部局等の議事録等は、グ</p>	<p>ープウェアで学内に共有している。</p> <p>2 自己点検・評価等の公表体制</p> <p>中期計画の毎年度計画の実績報告書と法人評価結果、認証評価に係る点検・評価報告書とその評価結果を本学公式ウェブサイトに掲載している。</p> <p>3 教員と事務職員等との連携及び協働</p> <p>教務、入試、学生支援、研究支援、地域産学連携などの運営について、事務局担当職員と関係教員の間で情報の共有を図り、連携・協働して業務を行っている。また各種学内委員会は、教員及び事務局職員で構成し、教職員が協働して取組の計画から実行、評価、改善までを行っている。</p> <p>4 FD・SD 研修</p> <p>各学部・研究科、学内委員会にて教育研究等の改善に資する FD 研修会を企画・開催している。なお FD 活動の取りまとめは FD 委員会が行っている。また、FD 委員会は学外の FD 研修会の情報収集及び学内周知を行い、教職員が学外の動向・取組を把握する機会を創出している。</p> <p>職員の「人材育成基本方針」に基づき、事務局総務課にて本学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営に資する SD 研修会を企画・開催している。また、事務局総務課は、学外の SD 研修会の情報収集及び学内周知を行い、教職員が学外の動向・取組を把握する機会を創出している。</p> <p>5 学習成果を把握するための体制</p> <p>大学学則第 35 条・履修規則第 12 条に成績評価について定め、学生生活ハンドブックに明記している。成績の判定基準(評語)は 5 段階であり、S～C を合格、F を不合格とする。さらに評語に対応した GPA を算出し、学生の表彰、履修登録の上限単位数の緩和、授業料減額免除額の決定、及び履修指導者の決定等に使用している。学生の履修登録及び成績通知は教務システムにより管理している。</p> <p>各学部の教務委員会は授業評価アンケートを実施し、FD 委員会が各科目責任者へ所見の提出を促している。所見は各科目の統合型クラウドシステム上で公開し、学生・教職員が閲覧できる。また、教務委員会は卒業時・修了時の教育評価アンケートを実施し、各学部ディプロマ・ポリシーの達成度を確認している。教務委員会は結果を報告書にまとめ、教務・学生連絡会議での報告を経て、教授会において全教員へフィードバックを図り、教育改善に役立てている。</p>
自己評価結果	<input checked="" type="checkbox"/> 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	教育研究活動等の改善を継続的に行う体制が整えられ、自ら点検及び評価を行い、教育研究水準の向上を図っている。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	第九十九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。 2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。 3 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。 4 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。 5 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。 6 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。 7 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。	定款(第17条、第21条、第25条、) 部局長会議規程(第3条) 自己点検・評価委員会規程 自己点検及び評価に関する規則 中期目標・中期計画・年度計画 認証評価 内部質保証体制図
	学校教育法施行規則	
②	第五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。	該当なし
③	第五十八条 学校教育法第二百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。	該当なし
④	第六十六条 大学は、学校教育法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。	①に同じ
	大学設置基準	
⑤	第二条の三（教員と事務職員等の連携及び協働） 大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。	部局長会議規程 教務・学生連絡会議規程
⑥	第二十五条の三（教育内容等の改善のための組織的な研修等） 大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。	FD委員会規程 2022年度計画(項目番号 35 FD研修会)
⑦	第四十二条の三（研修の機会等） 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第二十五条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。	2022年度計画(項目番号 35 FD研修会) 研修派遣・参加状況
	大学院設置基準	
⑧	第一条の四（教員と事務職員等の連携及び協働） 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学院の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。	部局長会議規程 研究科教務・学生連絡会議規程
⑨	第十四条の三（教育内容等の改善のための組織的な研修等） 大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。	2022年度計画(項目番号 35 FD研修会)
⑩	第四十三条（研修の機会等） 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第十四条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。	2022年度計画(項目番号 35 FD研修会) 研修派遣・参加状況
	法令外の関係事項	
⑪	学習成果 学生の学習成果を適切に把握する取組を行っているか。	授業評価アンケート 卒業時の教育評価アンケート

リ 財務に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 財務の状況

本学は、札幌市から運営費交付金、施設整備費補助金の交付を受けている。中期的な財政計画は、中期計画において定められている。過去6年度の決算は下記のとおりとなっている。収入額が支出額を上回る状況にあり、一定の剰余金が確保できるよう健全財政に努めており、安定的な財政基盤を確保している。

表 決算の状況(過去6年度) (百万円)

区分	2016	2017	2018	2019	2020	2021
収入	2,146	2,184	2,237	2,360	2,276	2,325
運営費交付金	1,464	1,462	1,531	1,620	1,506	1,575
施設整備費補助金	87	81	146	152	144	141
授業料等収入	467	469	460	456	428	426
受託研究等収入	19	10	7	47	69	59
補助金収入	23	20	-	-	2	10
その他収入	26	25	20	24	9	16
目的積立金取崩	3	75	-	61	118	98
前中期積立金取崩	57	42	73	-	-	-
支出	2,082	2,102	2,096	2,276	2,037	2,080
教育研究経費	404	406	414	422	366	387
受託研究等経費	17	10	6	45	62	61
人件費	1,261	1,273	1,211	1,297	1,163	1,171
一般管理費	293	313	319	360	302	320
施設整備費	87	81	146	152	144	141
補助金事業費	20	19	-	-	-	-
収入一支出	64	82	141	84	239	245

予算については、中期計画において定めた金額を基本としているが、各年度において特に必要な予算については、個別に札幌市と調整を行っている。2019年度～2021年度においては、AIを活用した事業の研究を推進するための機関として「AIラボ」を設置し、そのための事業費として札幌市から受託研究費の措置を受けた。また2022年度以降は、その受託研究事業をレベルアップさせ、AI・IT分野の教育・研究及び地域貢献を継続的に推進するため、常設の附置研究所として「AITセンター」を設置し、そのための予算として運営費交付金の措置を受けている。

各年の剰余金は、目的積立金として札幌市の承認を受け、中期計画に示す剰余金の使途のとおり、教育研究の質の向上及び組織運営の改善のために活用している。

財政基盤の充実を図るため、外部資金の受け入れについても積極的に取り組んでいる。中でも科学研究費補助金に関しては、教員の希望に応じて事務局による申請書のチェックを実施する他、科研費獲得のための勉強会を実施している。これら

の申請支援策を展開した結果、2件の大型科研費(2016～2018年度、2022～2025年度の基盤(A))の獲得に繋げることができた。

予算執行後の決算時期においては、[監事監査規則](#)第5条に基づき、監事による定期監査を受けている。その後、[決算規程](#)に基づき、経営審議会の審議を経て役員会の承認を受け、監事の意見を付した財務諸表を札幌市に提出している。なお、決算の適正性・信頼性を担保し、かつ、外部への説明責任を果たす観点から、監査法人による任意監査を毎年度実施している。当該監査については、法的な義務はないものの、監査法人と委託契約を毎年度締結し、第三者の視点から予算執行が適切であることを確認している。

2 教育研究環境の整備

教員の研究費には、個人研究費、学術奨励研究費、学内共同研究費があり、これらは運営費交付金において予算措置されている。個人研究費は全教員に配分され、学術奨励研究費及び学内共同研究費については、学内競争的資金として公募し、選考後に採択された教員に配分される。これらの研究費によって教員は研究環境を整備し、研究活動を行っている。執行終了後、各教員は研究成果報告書を提出し、学長が内容を確認している。

教育研究設備の新設・更新の費用は、第三期中期計画において「教育研究備品整備費」として、6年間予算措置されている。財源は、運営費交付金と目的積立金である(運営費交付金10,000千円、目的積立金10,000千円)。毎年整備する項目を各学部の教授会で検討し、経営会議にて審議した上で、教育研究備品整備費を執行している。

2016年度には、2017年度から2026年度の10年を期間とするキャンパスの活用、施設配置等に関する計画として「[キャンパス活用等に関するプラン](#)」を策定した。本計画は、バリアフリー化や既存施設を活用したキャンパスの機能・魅力向上に資する整備内容を盛り込んでおり、目的積立金を財源としている。これにより、教室の冷房設備の整備、大学敷地内における危険箇所の解消のほか、バリアフリー設備の改修を実施した。

自己評価結果	<input checked="" type="checkbox"/> 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	経費削減の取組を継続し、一定の剰余金を確保しつつ、健全財政に努めている。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	第四十条の三（教育研究環境の整備） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	財務諸表、決算報告書、監事報告書 監事監査規則 決算規程 キャンパス活用等に関するプラン
	大学院設置基準	
②	第二十二條の三（教育研究環境の整備） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	①に同じ

又 イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 ICT環境の整備</p> <p>教育研究基盤となる情報システムの運用と情報セキュリティの確保を目的として、2020年に情報基盤センターを設立した。設備に関しては、基幹ネットワークやコンピュータ室の機器を4～5年ごとに更新し、適切に運用している。また、情報セキュリティポリシー基本方針等の規程を定め、学生へのガイダンスや教職員への研修・自己点検を通して、その周知を図っている。全教職員・全学生に対してMS-Office365のアカウントを付与し、授業運営や委員会等の運営に活用しているほか、教職員から学生への連絡やイベント等の情報共有などにも利用している。また、キャンパス内の多くの場所で教職員及び学生は無線LANを利用できる。</p> <p>2 学生支援体制</p> <p>(1) 学修支援</p> <p>各学部の教務委員会及び各研究科の研究科教務・学生支援委員会が学生支援の対応をしている。学部では学生の成績を客観的に評価する指標としてGPA(Grade Point Average)を導入し、半期ごとのGPAが一定値未満の学生に対し、教務委員が個別に履修指導をするなど、学修意欲を維持するよう指導を行っている。逆に一定以上のGPAとなった学生には、各学年で履修可能な単位数の上限を上回って履修登録をすることができる奨学の制度を設け、学則第32条にその旨を定めている。GPAによる履修登録単位数の上限緩和措置は、学修意欲のある学生にとって向学心を高める刺激となっている。</p> <p>基準1ホで示したように、本学は学業・進路や学生生活全般に関する相談に対して助言や支援に努めており、メンター制度を実施している。本学のメンターは、一人の教員が個々の学生を担当し、定期的・継続的に交流し、学業上の問題だけではなく、生活面においても、支援する制度である。学生生活上で問題や悩み事にぶつかった際には、一人で悩まず気軽にメンターの教員に相談するよう呼びかけている。</p> <p>学生から休・退学の申し出を受けた場合は、専任教員、教務委員、事務局職員が連携して当該学生の状況を把握し、学部長、専攻科長又は研究科長に報告した上で、個々の事情や状況に応じた対応を適切に行っている。</p>	<p>(2) 障がいのある学生への支援体制</p> <p>障がいのある学生に対する修学支援として、本学に入学を志願する者で、身体に障がい等(学校教育法施行令第22条の3に定める程度)のある者は、事前相談する旨を学生募集要項に明示しており、受験上及び入学後の修学上において必要な配慮をしている。また、入学に際して、事前相談の内容に応じて、教務委員会、学生支援委員会、キャリア支援委員会において、当該学生に対する適切な支援措置を検討し、必要に応じて教授会で情報共有を図る等の対応をしている。なお、両キャンパスの施設・設備(自動ドア・エレベーター・多目的トイレ・段差解消スロープ・文字拡大機等)は、ユニバーサルデザインの観点から整備を行い、身体に障がいのある学生の学修環境に配慮している。</p> <p>(3) 経済的支援</p> <p>授業料減免による経済的支援を開学時から実施している。2020年度からは国の修学支援新制度と本学の制度を組み合わせ運用している。本学の制度は、国の制度の要件を満たさないが経済的に困窮している学生を支援するためのもので、本学独自の基準を満たせば授業料の一部免除を受けることができる仕組みである。また、家計急変が生じ、別に定める要件に該当する学生も授業料減免を受けられる。</p> <p>奨学金については、例年、約半数の学生が利用している。そのような状況において、事務局では、独立行政法人日本学生支援機構をはじめとする各種奨学金に関する情報提供・個別相談をこまめに行い、受給までの支援を実施している。</p> <p>大学院では、両研究科の全学生を対象に院生研究支援費を支給し、研究推進に係る費用を一部補助することとしているほか、在学中に無償でパソコンを貸与し、それぞれの研究活動に役立てられるよう物品面での支援を行っている(院生研究支援費博士前期課程:12万円/修学期間、同博士後期課程:30万円/修学期間)。</p> <p>助産学専攻科及び看護学研究科は、厚生労働省の「教育訓練給付制度」の指定講座として認定を受けている。この制度は、職に就いて雇用保険に加入しながら進学するいわゆる社会人学生が所定の単位を修め修了した際に、本人が支払った経費(入学科と授業料)の一部が国から支給されるものである。</p>
自己評価結果	<input checked="" type="checkbox"/> 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	授業料減免制度において、本学独自の基準を設けることで、修学支援新制度の基準に該当しない学生のうち、経済的な支援が必要な学生に対し、支援を実施している点。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	ICT環境の整備 教育研究上で必要なICT環境が整備されている。	情報基盤センター規則 情報セキュリティポリシー基本方針 情報セキュリティ実施手順 情報セキュリティポリシー対策基準
②	学生支援 学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。	デザイン学部教務委員会規定 看護学部教務委員会規程 大学院デザイン研究科教務・学生支援委員会規程 大学院看護学研究科教務・学生支援委員会規程
③	学生支援 特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	差別解消の推進に関する対応要領
④	学生支援 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	授業料減免のしおり 学生生活ハンドブック(V 学籍・学生生活)
⑤	設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等の是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。	該当なし

Ⅱ 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

1) 自己分析活動の状況

<p>本学は、教育研究水準の向上のため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、理事長(学長)の指示のもとに自己点検・評価委員会が中心となり自己点検・評価活動を行っている。本学では自己点検・評価活動を中期計画・年度計画に密接に結びつけている。自己分析活動の概要は次の通りである。まず各部局が分析活動を実施する。各部局は半年ごとに自己点検・評価委員会に進捗状況・実績報告書を提出する。なお各部局による報告書には Plan、Do、Check、Action が記載されている。報告書を基に自己点検・評価委員会は統括的な自己点検・評価を実施する。自己点検・評価委員会は点検・評価結果を理事長(学長)を含む部局長会議に報告する。その後教授会に周知の上、全教職員に共有し、全学的な連携を図りながら教育研究の水準を向上する。</p> <p>本ポートフォリオでは本学が取り組む次の五つの取組に対する自己分析活動の状況を取り上げる。</p> <p>一つ目は「FD に係る取組」である。本学の教育研究上の目的である「学術研究の高度化等に対応した職業人の育成」及び「まちづくり全体により大きな価値を生み出す「知と創造の拠点」」によって地域社会に貢献するためには、教員の知識・資質の向上を間断なく図っていく必要がある。その一翼を担うのが本取組である。本取組は本学の教育改革や地域課題に対応した研究活動の活発化において重要である。</p> <p>二つ目は「授業評価アンケートに係る取組」である。本学は教育研究上の理念として「人間重視を根幹とした人材の育成」及び「地域社会への積極的な貢献」を掲げている。また前述のような教育研究上の目的を掲げている。開講されている授業が大学の理念や目的に合致しているかを確認するとともに、改善を要する事項などを明らかにするために本取組を実施している。シラバス作成や授業改善、教育改善に資するFD研修会の開催につなげている。</p>	<p>三つ目は「卒業時の教育評価アンケートに係る取組」である。二つ目の取組と類似する視座であるが、本取組は4年間の学修を対象とするものであり、ディプロマ・ポリシーに基づいて、本学の教育が大学の理念や目的に合致しているかを確認するとともに、改善を要する事項などを明らかにするために実施している。教育水準向上のための検討材料としている。</p> <p>四つ目は「デザイン学部におけるコース間連携に係る取組」である。本学デザイン学部の教育研究上の目的である「幅広いデザイン能力を持った職業人の育成」及び「産業や芸術・文化の振興、都市機能・都市景観の向上などへの貢献を果たす」を実現するための代表的な取組の例である。</p> <p>五つ目は「学生の看護実践力と対人関係能力の向上に資する取組－臨地教授の登用とシミュレーション教育の実践－」である。本学看護学部の教育研究上の目的である「医療の高度化に対応する知識・技術に加え、問題解決能力を有し、他職種と連携できる職業人の育成」及び「少子高齢社会における地域看護の充実、看護職への学習機会の提供などを通じた、市民の健康の保持増進への貢献」を実現するための代表的な取組の例である。</p>
--	---

2) 自己分析活動の取組み (目次) ※学習成果に関する分析の取組み等を1つ以上記述します

No.	タイトル	ページ数
1	FD(ファカルティ・ディベロップメント)に係る取組	37
2	授業評価アンケートに係る取組 【学習成果】	38
3	卒業時の教育評価アンケートに係る取組 【学習成果】	39
4	デザイン学部におけるコース間連携に係る取組	40
5	学生の看護実践力と対人関係能力の向上に資する取組－臨地教授の登用とシミュレーション教育の実践－	41

3) 自己分析活動の取組み

タイトル (No. 1)	FD(ファカルティ・ディベロップメント)に係る取組
分析の背景	<p>本学の教育研究の改善に係る組織的取組については、各学部・研究科又は学内委員会がその具体的方策を協議・実践しており、その内容や学外の効果的な取組を学内で共有できるよう、FD 研修会を開催している。なお、本学は FD 活動の取りまとめを担う FD 委員会を設置している。FD 委員会は、学内の課題をテーマにした各学部・研究科等による FD 研修会計画の受付、研修内容の確認の他、教育制度・教育方法等の 9 分類からなる FD 実績マップをもとに研修会の開催状況の確認、実施調整を行っている。また、教育研究水準の向上には、他大学の動向や取組についての情報収集・理解も必要であるため、北海道 FD・SD 協議会や学外団体が開催する研修会に教員が参加する機会を設けている。本分析では、上記の取組が 2016～2021 年の期間に想定通りに機能していたかを顧みる。</p>
分析の内容	<p>●FD 研修会等の実施状況</p> <p>本学での FD 研修会の開催は毎年度 10 回以上の実績がある。本学の年度計画では「教育改善に資する FD 研修会の実施」を掲げており、指標として年間 7 回以上の開催、延べ 200 人以上の教員参加を目標としている。年度計画は達成しており、教育水準の向上に資する FD 研修会に多くの教員が参加している。また、学外研修会についても定期的に参加しており、他大学の動向や取組を把握する仕組みが機能している。FD 委員会はその取組を両学部教授及び学長を含む部局長会議に報告している。また、年度計画の取組として札幌市地方独立行政法人評価委員会に報告している。</p> <p>●FD 研修会のテーマ及び効果検証</p> <p>FD 研修会のテーマについては、分析の背景の冒頭に記した本学の組織的取組が反映されている。キャンパスハラスメント(2018 年度)、情報セキュリティ(2018 年度から毎年度)、コロナ禍における教育方法(2020・2021 年度)、メンタルヘルス(2020・2021 年度)等のテーマで開催され、本学が即応すべき取組を学内 FD 研修会として情報共有している。また、各 FD 研修会への参加教員に対し、研修内容の評価アンケートを実施しており、全ての研修会で多くの肯定的な評価を得ている。評価アンケート結果を、研修会の講師へのフィードバック、計画した各学部・研究科や委員会での研修会の効果測定や取組の改善に役立てている。</p> <p>具体的取組として、直近 2 年では、「コロナ禍の学生相談の傾向、メンタルヘルスに対する適切な対応について」など、コロナ禍における学生のメンタルヘルスに関する FD・SD 研修会を 3 回開催した。この研修を契機に学生のメンタルヘルスに対応する必要性を共通認識し、2020 年度から定期的にメンタルヘルスチェックを実施しメンタルヘルス不調者のスクリーニングを行った。この取組をとおして、学生のメンタルヘルスの課題が顕在化され、メンタルヘルスに関して全学組織的に取り組む必要性が明らかとなった。そこで、2022 年度より保健管理センター(仮称)ワーキングを立ち上げ、メンタルヘルスの課題に対する体制整備に取り組んでいる。このように学内の課題を共有し、教員組織の内発的な改善を促す仕組みが機能している。</p> <p>●分析結果</p> <p>本学の FD に係る取組の特徴として、学内の課題を FD 研修会で共有し、教員組織・各教員の内発的な改善を促す仕組みについては充分機能している。一方、教育研究水準の向上には他大学の動向や取組についての情報収集・理解も必要であるため、北海道 FD・SD 協議会や学外団体が開催する研修会でのテーマを各学部・研究科や学内委員会で精査し、学内 FD 研修会として企画し、従来から機能している本学の組織的取組に変換していく方策が必要である。</p>
自己評価	<p>FD 研修会を内発的に実施し、学内の課題を全教員で共有できている点は良好な状態にあると考える。FD 研修会の参加教員が常に確保されていることや、講師や委員会にフィードバックし、次の企画に活かす仕組ができていることも良質な FD 研修会の開催を重ねることに役立てられている。</p>
関連資料	<p>・FD 実績(2016～2021 年度)・FD 実績マップ(2016～2021 年度)・2022 年度計画(項目番号 35 FD 研修会)</p> <p>・FD 委員会規程</p>

タイトル (No. 2)	授業評価アンケートに係る取組
分析の背景	<p> 本学では授業の実施内容や方法を振り返り、次年度の授業改善につなげることを目的として、学部(デザイン学部及び看護学部)、研究科(デザイン研究科及び看護学研究科)において、受講学生を対象に授業評価アンケートを実施している。授業評価アンケートの集計結果に対して科目責任者がその結果に関する所見を作成し、FD委員会が所見を集約した後、統合型クラウドシステム上で学生及び教職員を対象に所見を開示し、授業評価アンケートの集計結果を報告するとともに、次年度の授業の内容や方法の改善方針・方法について周知し、継続的な授業改善を図っている。 </p>
分析の内容	<p> ●実施目的・実施体制 授業評価アンケートは、各科目の担当教員が授業の実施内容・方法を振り返り、教育水準の向上につなげることを目的に 2006 年度から毎学期末に実施している。教務・学生連絡会議は、オンライン上の授業評価アンケートのテンプレートを作成し、各科目責任者に授業評価アンケートを実施するよう依頼している。各科目責任者は、担当授業の終了時に受講学生に対して授業評価アンケートの趣旨を説明したうえで、回答を呼びかけている。学生による回答が完了した後、各科目責任者はアンケート結果を踏まえて、結果の概要及び次年度に向けた授業の内容と方法の改善等を記述した所見を作成し、FD委員会に提出している。FD委員会は、各科目責任者から提出された授業評価アンケートの集計結果に関する所見を集約した後、統合型クラウドシステム上に所見を開示し、学生及び教職員に結果の確認を呼びかけており、教員同士がお互いの授業の工夫点を学ぶことで次年度のシラバス作成や授業改善につなげている。なおシラバス作成ガイドにおいて、所見記載の内容を次年度のシラバス作成や授業改善につなげるよう意識喚起している。 </p> <p> ●授業評価アンケート結果の検証と改善に向けた取組 各学部長は、各科目の授業評価アンケートの集計結果を精査し、評価平均値が低い項目を抽出したうえで、当該評価項目の評価が高い授業科目の科目責任者に依頼し、FD研修会を開催している。2017～2019年度の期間にこの形式のFD研修会を3回開催し、各回2人の科目責任者が授業において教育水準向上のために工夫している点などについて報告を行った。このうち 2018 年度はアンケート項目で評価が低下・低迷していた「授業がわかりやすいか」、「もっと授業内容の理解を深めたいか」の2項目で評価の高かった授業科目の科目責任者2人により、担当科目において工夫している点を中心に事例報告を行った。報告終了後には参加した教員との質疑応答を行い、今後の授業内容改善に向けた検討を行う機会を提供した。これにより、教員間で授業の具体的な実施方法について情報交換を行い、担当科目の授業改善に向けた知見を共有した。 </p> <p> また、デザイン学部・看護学部の学生が履修する学部連携基礎論においては、2017年度以降、毎年授業アンケート結果を踏まえて科目責任者が授業実施の検証結果を報告書にまとめ、教務・学生連絡会議、並びに部局長会議において報告を継続的に行っている。2021年度以降の報告書においては報告内容の見直しを行い、前年度の授業における課題若しくは知見等を、当該年度の授業運営にどのように反映させたかを記録としてとどめる改善を行っている。 </p>
自己評価	<p> 授業評価アンケートは、本学における授業改善の仕組みとして組織的に継続実施しており、教員による授業の所見を開示することで結果の可視化を実現してきたと言える。また、両学部学生が履修する連携科目においては、2017年度以降、毎年授業アンケート結果を踏まえた検証を行っており、科目責任者が報告書を作成し学内組織に報告を行い、継続的な授業改善につなげている。 </p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・授業評価アンケート実施要領及びアンケート内容(2019年度後期、2021年度後期) ・授業評価アンケート集計結果に対する所見(サンプル) ・授業評価アンケート集計結果に対する所見の公開方法 ・学部連携基礎論 実施報告と自己評価(2017年度～2022年度)

タイトル (No. 3)	卒業時の教育評価アンケートに係る取組
分析の背景	<p>両学部の学生を対象とする卒業時の教育評価アンケートを毎年度末に実施している。本取組は、各学部のディプロマ・ポリシーに関する学習到達度を学生に自己評価してもらい、全体的な学修成果到達度を確認することを目的としている。アンケート結果は各学部の教務委員会がまとめ、教務・学生連絡会議、教授会において分析結果を共有し、ディプロマ・ポリシーの到達度を確認するとともに、分析結果を踏まえた教育水準向上を図っている。なお年度計画の取組として札幌市地方独立行政法人評価委員会に報告している。</p>
分析の内容	<p>●卒業時の教育評価アンケートの概要</p> <p>ディプロマ・ポリシーの卒業時における到達度を確認するため、卒業時に学生に対して教育評価アンケートを実施している。アンケートとして、ディプロマ・ポリシーに関する項目の到達度を5段階スケールで学生に評価を依頼している。アンケートは両学部の教務委員会が調査票を作成、実施、集計、報告書作成を担当している。教務委員会がアンケート集計結果を教務・学生連絡会議、教授会で報告し、結果を共有しながらディプロマ・ポリシーの到達度を教授会・部局長会議で確認している。</p> <p>●ディプロマ・ポリシー到達度の経年変化</p> <p>各学部は2012年度からディプロマ・ポリシー到達度の経年変化を分析している。看護学部では2018年度、デザイン学部では2019年度に、ディプロマ・ポリシー到達度の評価点が低い状態であることがわかった。そこで教務委員会、教務・学生連絡会議、教授会において対応を協議し、ガイダンスにおいて学生にディプロマ・ポリシーの周知を行うとともに、教員が学生に対して各科目の到達目標とディプロマ・ポリシーとの関係について意識付けを行った。またディプロマ・ポリシーとの関係が明確となるよう、アンケート調査票の設問表記の改善を教務・学生連絡会議が行い設問の理解度を高めた。その後、2017～2021年度のディプロマ・ポリシー到達度の経年変化を分析したところ、両学部ともに2019～2021年度にかけて自己評価の平均値に増加傾向が見られた。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="368 1055 887 1312"> <p>過去5年間のディプロマ・ポリシー到達度自己評価 (デザイン学部、5段階評価平均点)</p> </div> <div data-bbox="938 1055 1441 1328"> <p>過去5年間のディプロマ・ポリシー到達度自己評価 (看護学部、5段階評価平均点)</p> </div> </div> <p>●アンケート結果の検証を踏まえた教育水準向上の取組</p> <p>教務委員会は、ディプロマ・ポリシーと教育課程の編成・実施方針との関連性について、卒業時の教育評価アンケートに基づき教育内容・方法の適切性を検証している。本取組はディプロマ・ポリシーに基づく学修成果の測定をねらいとしており、評価の低い項目を特定し、教育水準向上のための改善点を明確化するために活用している。例えば、第三期中期計画に基づき、既存科目のうち「国際的な共通性と多様性への理解を深める内容」を充実する科目の抽出・特定を進めるとともに、これらの科目の効果を卒業時の教育評価アンケートで検証した結果、「グローバルな視点から、異文化の人々を理解する力」の評価が全項目中の最低値であることが明らかになった。そこで、教務・学生連絡会議で対応を協議し、2023年度から当該科目シラバスに国際的な理解を深める科目である旨を明記するとともに、各授業で意図を学生へ周知意識付けを行うこととした。</p>
自己評価	<p>卒業時の教育評価アンケートを両学部で実施し、その結果から卒業時におけるディプロマ・ポリシーの到達度を継続的に確認することができている。また、卒業時の教育評価アンケート結果を通じて、教育課程の編成・実施方針に関する適切性を定期的に検証できている。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌市立大学 ディプロマ・ポリシー ・2021年度 卒業時の教育評価アンケート様式(Forms) ・2021年度 卒業時の教育評価アンケート集計結果(デザイン学部) ・2021年度 卒業時の教育評価アンケート集計結果(看護学部)

タイトル (No. 4)	デザイン学部におけるコース間連携に係る取組
分析の背景	<p>デザイン学部では 2 年次進級時に、学生の希望に基づくコース分け(人間空間デザインコース、人間情報デザインコース)を行い、専門性を深めるカリキュラムを編成するとともに、専門性の異なる両コース学生の共同作業を通じて自らの専門性を生かす方法を体験的に学ぶ学修機会を提供している。代表的な授業科目としてはデザイン学部 3 年次に開講する「デザイン総合実習Ⅲ」であり、両コースの学生で構成するグループによる実践的な連携授業を行っている。</p>
分析の内容	<p>●デザイン総合実習におけるコース間連携の検討 デザイン学部ではデザイン総合実習(Ⅰ～Ⅳ)を専門教育におけるもっとも実践的な科目として位置づけている。2013 年度にデザイン学部教員の意見集約結果を踏まえたデザイン総合実習の構想として「コースの仕切りを低くする」「横断・連携の機会を増やす」の 2 点が重要なポイントであることをデザイン学部教授会において確認した。その後、デザイン学部教務委員会が作成した骨子案をコース会議で継続的に検討し、2017 年度のデザイン学部教授会において、デザイン総合実習Ⅰ～Ⅳ全体の構成を整理した上で、コース間連携を取り入れたデザイン総合実習Ⅲの位置づけを確認し、具体的な実習テーマ、担当教員等について協議を行った。その後、デザイン学部教授会の承認を経て方針を決定した。</p> <p>●デザイン総合実習Ⅲにおけるコース間連携のねらい デザイン総合実習Ⅲは、デザイン総合実習Ⅰ・Ⅱをはじめとする専門教育科目の履修を踏まえ、他コースの専門分野の知識・技術も広く学ぶとともに、専門性の異なる教員からの指導を受け自らの専門性を見直すことを科目のねらいとしている。授業を前半と後半に分けており、前半は自らの専門性を高める課題、後半は自らの専門性をもとに他の専門性を持つ学友の専門性を知る課題に取り組む。授業の中で教員から指導を受けながら、異なる専門性を持つ学友の考え方に触れ、協働しながらゴールに辿り着くプロセスを体験するコース横断的観点による実習を通じて、自らの専門性を生かす方法を体験的に学ぶことを目標としている。</p> <p>●コース間連携の効果検証 コース間連携における教育水準向上の効果検証のため、デザイン学部教務委員会が計画した FD 研修会を開催した。この FD 研修会では、総合実習Ⅲにおいて企図した「コース横断的観点による実習を通じて、自らの専門性を生かす方法を体験的に学ぶ」ことができたのかについて検証した結果を報告した。総合実習Ⅲでは受講学生に他コース学生の実習成果物を分析・評価するレポートを提示・説明させている。これらの説明資料を分析した結果、受講学生が互いに見習うべき点や自身や他者が改善すべき点を認知していることが確認でき、コース間連携授業の成果が教育水準の向上につながっていることがわかった。 デザイン学部及びデザイン学部教務委員会は本取組を両学部教授及び学長を含む部局長会議に報告している。また、年度計画の取組として札幌市地方独立行政法人評価委員会に報告している。</p>
自己評価	<p>コース間連携の取組はデザイン学部教務委員会、デザイン学部教授会において継続的に検討し、方針を決定した。また授業終了後の FD 研修会において、学生チームの成果物をコース間相互で評価し合いレポートにまとめており、コース間連携が専門教育における教育水準の向上に寄与していることを確認した。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・デザイン総合実習Ⅲシラバス ・デザイン学部教務委員会規程 ・教授会規則 ・デザイン総合実習検討資料(2017年7月デザイン学部教授会資料)

タイトル (No. 5)	学生の看護実践力と対人関係能力の向上に資する取組－臨地教授の登用とシミュレーション教育の実践－
分析の背景	<p>看護学部は、カリキュラム・ポリシー「的確な実践力と人間性を尊重した対人関係形成能力を備え、地域に貢献できる看護職を育成する」の実現に向けて、臨地教授の登用とシミュレーション教育の実践に取り組んでいる。臨地教授については、2012 年度に公立大学法人札幌市立大学看護学部臨地教授等称号授与規程を定め、1 年任期・再任可とする臨地教授制度を整えた。毎年度、臨地教授の称号を 4 人に授与している。また、シミュレーション教育は、専門科目の演習科目において模擬患者 (Simulated Patient 以下、SP) や高機能シミュレーターを活用し、実践している。</p>
分析の内容	<p>●看護学部臨地教授の登用</p> <p>臨地教授は、主な臨地実習施設における副院長・看護部長等、トップマネージャーに委嘱している。看護学部と臨地実習施設における教育の連携を強化する目的で、看護学部長が臨地教授意見交換会を組織している。教務委員会がその運営を担い、定例会を年 2 回、さらに臨時会を適宜開催している。主要な議題は、前年度までの臨地実習における学生の看護実践力と対人関係能力等に関する評価・課題、及び臨地指導者の育成に係る課題等である。その他、新人看護師の採用後の状況や将来像についても意見交換を行っている。また、臨地教授意見交換会は毎年度末に臨地実習指導者会議・研修会を企画している。教務委員会がその運営を担い、終了後にアンケートを実施し、結果を次年度の企画の基礎資料としている。2020～2021 年度は、新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより、医療体制に大きな変化が生じ、臨地実習を縮小せざるを得なかった。学生の技術習得の機会が著しく減少する状況においても、いかに学生の看護実践力や対人関係能力を育成することが可能かについて臨地教授と意見を交わし、次年度課題の明確化に役立てることができた。</p> <p>●シミュレーション教育の実践</p> <p>看護学部の卒業必要単位数は 126 単位以上であり、うち専門科目は 74 単位を占める。本カリキュラムでは専門科目に 9 看護学領域を設け、各々に概論・援助論・技術論・臨地実習を配置している。シミュレーション教育は主に技術論の演習科目に導入しており、2022 年度現在、7 看護学領域 10 演習科目である。各科目責任者・担当者が、当該領域教授によるスーパーバイズを受けながら授業計画を立案・実施する。看護学部長はシミュレーション教育全般に亘り、方向性や予算執行計画を管理している。備品整備費は、公正な運用を目指し、毎年度教授会において審議する。教材の定期点検は教務委員会が担い、年度末の教授会にて報告を行う。方法(重複)は、タスク・トレーニングが 9 演習科目 47 項目、アルゴリズム・ベースド・トレーニングが 3 演習科目 7 項目、シチュエーション・ベースド・トレーニングが 10 演習科目 38 項目である。シチュエーション・ベースド・トレーニングはリアリティのある模擬状況を設定し、学生が SP や高機能シミュレーターを対象に看護を行い、看護実践には求められる専門的知識・技術(看護実践力)・態度(対人関係形成能力等)について省察する、という展開である。学生のディスカッションを中心に進め、適宜、SP や教員がフィードバックする。看護実践力・対人関係形成能力の自己課題を導き出すうえで最適なトレーニングと評価している。シミュレーション教育の効果は、成績評価、学生による授業評価、OSCE 結果、並びに卒業時の教育評価アンケートにおける看護実践力の達成度(2020 年度 10 段階自己評価 7.7、2021 年度 5 段階自己評価 3.8)から測り、概ね達成と評価している。過去 3 年間は新型コロナウイルス感染症の影響により対面・集合型の演習が制約されたため、ハイブリッド型への転換を新たな課題とした。</p>
自己評価	<p>臨地教授制度は、実習環境の改善と実習体制の連携・強化に繋がっている。臨地教授による第一線の情報は医療現場の変化に即した看護教育の再考に役立っており、教員の臨地教授意見交換会出席率は約 90%である。新型コロナウイルス感染症パンデミックによって臨地実習は大きな制約を受けたが、本学部は柔軟な調整を図ることができた。これは本制度が機能した証左といえる。特筆すべき点として、シミュレーション教育の蓄積は、「令和 3 年度ウィズコロナ時代の新たな医療に対応できる医療人材養成事業」(文部科学省)に採択される等、評価を得、新たな展開を生んでいる。本事業によりデブリーフィングとデータ管理システムを導入し、学生の能動的な学習をさらに促進する。以上については、部局長会議、教務・学生連絡会議、本学公式ウェブサイト等において情報発信している。また、年度計画の取組として札幌市地方独立行政法人評価委員会に報告している。</p>
関連資料	<p>・札幌市立大学看護学部における 3 つの方針:カリキュラム・ポリシー</p> <p>・公立大学法人札幌市立大学看護学部臨地教授等称号授与規程(平成 24 年 4 月 1 日)</p> <p>・2022 年度看護学部シミュレーション教育実施状況・看護学部シミュレーター整備状況</p>

Ⅲ 「基準 3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

1) 特色ある教育研究の状況

<p>本学の教育研究上の理念は「人間重視を根幹とした人材の育成」と「地域社会への積極的な貢献」である。また、「デザイン学部と看護学部の連携」と「幅広いネットワーク」を教育研究上の特長とし、「学術研究の高度化等に対応した職業人の育成」と「まちづくり全体により大きな価値を生み出す「知と創造の拠点」」を教育研究上の目的としている。</p> <p>本学はD(デザイン)とN(看護)の2学部を併せ持つ大学である。その特長を生かし、両学問が連携・共同して「教育・研究・地域貢献」を行っている。本学の異分野連携によって可能となる、人々の暮らしや社会に新たな価値を創造する活動の実践。これらの活動を「D×N(ディー・パイ・エヌ)」と呼び、デザインと看護の連携を表している。</p> <p>以上を踏まえ、本学の理念・特長・目的に基づいた特色ある教育研究の進展に資する取組について、「D×N」による事例を二つ、学部特有の事例を二つ取り上げる。</p> <p>一つ目の事例は「学部連携教育に係る取組」である。デザイン学部と看護学部が連携する授業科目として、1年次の「スタートアップ演習」、2年次の「学部連携基礎論」、3年次の「学部連携演習」、1～4年次の「地域プロジェクトⅠ・Ⅱ・Ⅲ」を配置している。これらの授業科目はD×Nにより展開する連携科目と称している。学生は学部の枠を超えて地域の課題を発見し解決案を模索する実践的な活動を行っており、豊かな感性と広い視野を養う貴重な学びの場としている。本学における教育活動の特色を示す代表的な取組である。</p> <p>二つ目の事例は「デザイン分野及び看護分野の連携による研究の推進」である。本学は、まちづくり全体により大きな価値を生み出す「知と創造の拠点」として、人びとが生き生きと暮らし合える「ウェルネス社会」の実現に取り組んでいる。本学附属研究所である地域連携研究センターが中心組織となり、「D×N」による研究活動を推し進め、地域貢献にもつないでいる。本学における研究・地域貢献の進展に資する代表的な取組である。</p>	<p>三つ目の事例は「デザイン学部における地域社会を通じた教育研究」である。デザイン学部では、専門教育科目「デザイン総合実習Ⅳ」等において外部団体・企業との実践的な活動を通じ、社会におけるデザイン分野が果たすべき役割を学ぶ機会を創出している。また、学外からのデザインに係わる協力依頼、受託研究等を通じた地域社会への学術的な貢献を行っている。研究テーマによっては学生も研究活動に関与し、地域社会における教育実践の機会としている。デザイン学部における教育・研究活動の特色を示す代表的な取組である。</p> <p>四つ目の事例は「看護学部における模擬患者参加による客観的臨床技能試験(OSCE)の取組」である。看護学部では、2016年度の開学時からOSCEを導入し、2度の文部科学省GP獲得を経て充実を図ってきた。進級・卒業判定が目的でなく、「育てる OSCE」をモットーに、学生が次年度に向けた自己課題を明らかにすることをねらいとしている点を特長としている。看護学部における教育活動の特色を示す代表的な取組である。</p> <p>本学はこれら全ての取組を中期計画及び年度計画に結びつけており、各取組を掌握する部局は理事長(学長)の指示のもと、半期ごとに自己点検・評価委員会に取組の進捗状況(又は実績)報告書を提出している。各部局等による報告書には「Plan(計画)」「Do(実施状況)」「Check(検証・課題)」「Action(今後の取組)」を記載し、これを基に自己点検・評価委員会において統括的に自己点検・評価を実施している。自己点検・評価委員会による点検・評価結果は、理事長を含む部局長会議へ報告され、その後教授会へ報告の上、全教員で共有し、全学的に、かつ、各部局等における横断的な連携を図りながら改善に生かしている。また、職員にも事務局会議やメールにより周知するとともに、必要に応じて担当職員に直接フィードバックしている。</p>
--	---

2) 特色ある教育研究の取組み (目次)

No.	タイトル	ページ数
1	学部連携教育に係る取組	45
2	デザイン分野及び看護分野の連携による研究の推進	46
3	デザイン学部における地域社会を通じた教育研究	47
4	看護学部における模擬患者参加による客観的臨床技能試験(OSCE)の取組	48
5		49

3) 特色ある教育研究の取組み

タイトル (No. 1)	学部連携教育に係る取組
取組の概要	<p>本学は D(デザイン)と N(看護)の学部を併せ持つ大学であり、その特徴を生かし、両学部が連携・共同して「教育・研究・地域貢献」を行っている。これらの活動を「D×N(ディー・パイ・エヌ)」と呼び、デザインと看護の連携を表している。D×N により展開される科目を連携科目と称し、学部の枠を超えて地域の課題を発見し解決案を模索する実践的な教育活動を行っており、豊かな感性と広い視野を養う貴重な学びの場として位置づけている。</p>
取組の成果	<p>●デザイン学部と看護学部の連携</p> <p>本学は「人間重視を根幹とした人材の育成」、「地域社会への積極的な貢献」という二つの教育研究上の理念のもと、デザイン学部と看護学部の2学部を設け、両学部教員が連携・共同して教育を行うとともに、保健・医療・福祉分野を対象とするデザインなどを共同研究し、両学部の連携を目指すことを開学当初から大学の基本的な方向性として位置づけている。連携教育を具体的に展開する教育課程として、1 年次の導入科目として「スタートアップ演習」を、3 年次の発展科目として「学部連携演習」を配置した。このうち学部連携演習では、各学部から 8 人程度、合計 16 人程度の学生チームを編成し、各チームをデザイン学部・看護学部の教員が一人ずつ担当を割り当てた上で、チームごとに実際に地域に出向いて地域課題を発見し、その解決に向けて地域の住民やステークホルダーを巻き込んで課題解決に向けた提案を行っている。</p> <p>●連携科目の新設による連携教育の進展</p> <p>当初、両学部の連携科目として「スタートアップ演習」、「学部連携演習」の授業運営を行ってきたが、両学部の教務委員会、教務・学生連絡会議及び教授会において成果の検証を行った結果、スタートアップ演習と学部連携演習の接続性が不十分である点が課題として共有された。この解決策として、2014 年度に採択された文部科学省の「地(知)の拠点整備事業(COC)」を活用し、異分野連携による共同研究の経験豊富な教員が方法論の教授を行なう「学部連携基礎論」、並びに 4 年間を通じて自主的に地域課題に取り組む自由科目として「地域セミナー」(その後「地域プロジェクトⅠ・Ⅱ・Ⅲ」に科目名変更)を新設した。これにより、D×N による連携科目の流れを円滑化させ、連携の成果を実社会に活かす力を身に付ける教育フローを創出した。以後も毎年、連携科目担当者が授業終了後、授業の実施内容と教育効果に関する検証を行い、報告書を作成している。報告書の内容は部局長会議において共有・点検を行っている。検証結果は翌年度の科目責任者に引き継がれ、継続的な授業改善を行っている。</p> <p>●学部連携演習の教育効果</p> <p>学部連携教育の核となる科目の「学部連携演習」において、授業評価アンケートを通じて学生からのコメントを求めた結果、「担当の教員の方が適度な距離感で過剰に干渉せず、学生中心のディスカッションの場を設けていただいたのがとても良かった」(デザイン学部学生)、「自分達で自ら課題を設定して動いていく力が養えた。また、個性の違う人々の集団を動かすためのコツや経験が培われた」(デザイン学部学生)、「デザイン学部の学生と意見の交換を行うことができたことが良かった」(看護学部学生)等の意見があり、地域に見出した課題を相互の学生が共同・協力して課題解決に取り組むことで、異分野の人材と連携する能力を養う目的が達成されていることを確認している。</p> <p>両学部は取組の内容や成果を両学部教授及び学長を含む部局長会議に報告している。また年度計画の取組として札幌市地方独立行政法人評価委員会に報告している。</p>
自己評価	<p>開学以来、D×N として本学で展開されてきた連携教育は、授業を運用する中で教育効果の検証を行い、連携科目の新設等による連携教育の進展を図ってきた。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌市立大学公式ウェブサイト(連携教育) ・「スタートアップ演習」シラバス ・「学部連携基礎論」シラバス ・「学部連携演習」シラバス ・「地域プロジェクトⅠ」シラバス ・札幌市立大学設置認可申請書 ・平成 25 年度「地(知)の拠点整備事業」計画調査

タイトル (No. 2)	デザイン分野及び看護分野の連携による研究の推進
取組の概要	<p>本学はデザインと看護の2分野からなる大学であり、この特徴を生かして、2分野の連携による教育・研究、及び地域貢献を目指している。研究活動におけるデザインと看護の連携を推進するために、全学的な推進体制を構築し、連携研究を展開させている。</p>
取組の成果	<p>両学部が離れた校地にあり、両学部の教員同士が互いの研究内容を自然発生的に知る機会は多くない。また専門領域の違いから、両者には研究上の接点が小さいと考えられる場合がある。このような状況を改善し、「D×N」の特色を生かした研究を推進するため様々な取組を行っている。</p> <p>1 研究交流会 (2006 年度から)</p> <p>「D×N」研究の萌芽を目的として地域連携研究センター(以下、センター)が開催する「学内研究交流会」は、両学部の全教員が研究を発表し合う場であり、対話のきっかけづくりとなっている。出席者アンケートの分析に基づき開催方式の改善を継続しており、現在は口頭発表とポスター発表での開催としている。本交流会から連携研究が生まれ、外部資金取得につながった例は少なくない。また、センターが外部機関と開催する「SCU 産学官金研究交流会」は、本学教員の研究成果を市民や産学官金の方々々に知らせるとともに、「D×N」に加え外部機関との連携を創出するために開催している。</p> <p>「学内研究交流会」では、毎年 10 件程度の連携研究が報告されており、割合としては教員 3～4 人中 1 人以上が連携研究に携わっていることになる。連携研究の成果は学会等で発表されるほか、地域連携研究センターが主導し、展示会など各種イベントにおいても積極的に出展されており市民への情報公開がされている。</p> <p>2 学内競争的研究費 (2006 年度から)</p> <p>連携研究を展開させるために学内競争的研究費「共同研究費」の制度を設け、毎年、数件の連携研究を補助している。申請者には、採択・非採択に関わらず、研究内容や研究計画書執筆上のアドバイスが示され、その後の連携研究の発展を推進している。なお「共同研究費」の採択者に対しては、研究交流会や学会等で成果を積極的に発表することを強く求めている。また学内競争的研究費の申請様式を科学研究費助成事業の申請様式と類似させ、当該助成事業への申請を促進する効果を狙っている。学内競争的研究費の運用に関し、センター、学内競争的資金審査委員会、部局長会議で議論され、継続的に改善している。</p> <p>3 マッチング (2007 年度から)</p> <p>センターでは教員同士のマッチングを行っている。代表的な場面は、前述の学内研究交流会並びに大学外部からの研究・開発等の相談に対応する地域産学協力依頼制度である。当該制度は、上記相談に対し教員・学生が取り組む制度であり、受託・共同研究と比較して手続きを簡素にし、大学への依頼を容易にすることから産学官連携のスタートアップに位置付けている。地域貢献のための制度であるが、両学部の教員の専門性が必要となることがあり、このときマッチングがなされ、連携研究を生む例が少なくない。地域産学協力依頼制度は案件ごとにセンターで協議し、問題がある場合は都度改善策を提示して運用している。また、成果は本学公式ウェブサイトや毎年発行している成果事例集に掲載されるほか、新聞など各種媒体で紹介されることも少なくない。</p> <p>4 連携科目等の担当教員間に発生する連携研究 (2010 年度から)</p> <p>大学院では両研究科生が班を構成し共同でプロジェクトに取り組む科目を設定している。研究科教務学生連絡会議が主体となり運営するこの科目のプロジェクトの班は、両研究科の 2 人以上の教員により指導され、学生の能力向上だけでなく、成果の学会発表や、教員同士の連携研究に発展している。また、この科目では公開発表会が開催され、市民、特に調査に関わっていただいた方々への情報公開にもつなげている。</p> <p>5 D×N から DNA へ (2022 年度から)</p> <p>本学は人工知能(AI)の将来性や有効性に着目し、AI や情報技術(IT)によって看護やデザインの営みを効率化し、支えることができると考えている。2022 年度に AI と IT を扱う教育研究組織「AIT センター」を発足させ、本学の教育研究の中心を、デザイン(D)、看護(N)、AI(A)から”DNA”として、さらに発展させようとしている。</p>
自己評価	<p>デザインと看護の2分野の連携研究を推進するために、全学的な推進体制を構築し、連携研究を展開できています。実施計画については、部局長会議、研究科教務学生連絡会議、本学公式ウェブサイト等において情報を公開し、適宜、学内外の情報共有を図っている。今後は、AI(A)を加え”DNA”研究を発展させる。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学内研究交流会 実施要領・SCU 産学官金研究交流会 開催要領・研究交流会アンケート 集計結果 ・ 札幌市立大学 研究・活動事例集、教員研究紹介

タイトル (No. 3)	デザイン学部における地域社会を通じた教育研究
取組の概要	<p>本学は教育研究上の理念の一つに「地域社会への積極的な貢献」を掲げている。デザイン学部は、専門教育科目のデザイン総合実習Ⅳを、外部団体・企業との実践的な活動を通じて、社会において「デザイン」が果たすべき役割を学生が学ぶ機会としている。また学外からのデザインに係わる協力依頼や受託研究を通じて、教員は地域社会への貢献を行っている。</p>
取組の成果	<p>●デザイン総合実習Ⅳによる地域社会を通じた教育活動</p> <p>デザイン学部では、デザイン総合実習（Ⅰ～Ⅳ）をデザイン学部の専門教育におけるもっとも実践的な科目として位置づけている。2年次から人間空間デザイン・人間情報デザインコースに分かれた専門教育のスタートに合わせ、2年次前期から3年次後期までの各セメスターにデザイン総合実習（Ⅰ～Ⅳ）を開設している。デザイン総合実習ⅠとⅡを2年次前期と後期にそれぞれ配置し、コース別に専門教育を行い、3年次前期のデザイン総合実習Ⅲではコース横断の専門教育を行う。3年次後期のデザイン総合実習Ⅳでは、4年次の卒業研究を見据えた少人数のゼミを実施し、「学内外の具体的な課題をテーマとした実践的なデザインワークを経験し、社会におけるデザインの役割を体験的に学ぶ。併せて、ゼミに準じた形式による個別指導のもと、卒業研究に向けての準備を行う。」としている。すなわち、地域社会を通じた教育・研究の機会を提供する科目としてデザイン総合実習Ⅳを位置づけている。2021年度のデザイン総合実習Ⅳでは8企業7団体と連携課題を実施した。このことは特筆すべき成果である。</p> <p>●授業科目「インターンシップ」による企業・団体との新たな関係構築</p> <p>デザイン学部は2008年度から3年次科目「インターンシップ」をキャリア支援教育推進科目として位置づけ、就業体験を通じた実社会の見聞拡大、職業に対する意識啓発、進路決定に向けた自己能力の涵養を目的として実施している。本学デザイン学部のインターンシップの特長は、研修受け入れ先の決定・申し入れを、学生自らが行うことを推奨している点にある。これにより、企業・団体と本学との新たな関係性構築にもつながっている。</p> <p>●デザインに係わる協力依頼・受託研究等による地域社会への貢献</p> <p>2006年度から地域連携研究センターが窓口となり、デザイン学部教員は外部団体からの「デザイン」に係わる協力依頼を受けている（近年の例として厚真町の震災慰霊碑デザインが挙げられる）。またデザイン学部教員は受託研究を受け、地域社会とのかかわりを形成しながら調査・研究を行っている（円山動物園の整備計画など）。依頼内容や研究テーマによって学生も活動に関与し、地域社会における教育実践の機会ともなっている。</p> <p>デザイン学部は取組の内容や成果をデザイン学部教授及び学長を含む部局長会議に報告している。また年度計画の取組として札幌市地方独立行政法人評価委員会に報告している。</p>
自己評価	<p>デザイン学部において開設されているデザイン総合実習Ⅳ、インターンシップ等の授業科目において、地域社会や外部団体との連携による教育実行が継続的に行われており、また教員による受託研究を通じて地域社会における研究活動が展開されていることを確認した。また第三者による評価結果から、デザイン総合実習Ⅳにおける実践的な教育・研究活動は効果的に機能していることを確認した。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・デザイン総合実習Ⅳのシラバス(人間空間・人間情報) ・インターンシップのシラバス ・テーマ別シラバスの例 ・厚真町の震災慰霊碑デザイン ・札幌市円山動物園との取組の報告会 ・授業成果の例 ・企業・団体との連携・研究課題抽出実績 ・公立大学法人札幌市立大学の業務実績評価結果(札幌市地方独立行政法人評価委員会)

タイトル (No. 4)	看護学部における模擬患者参加による客観的臨床技能試験 (OSCE) の取組
取組の概要	<p>看護学部は、カリキュラム・ポリシー「的確な実践力と人間性を尊重した対人関係形成能力を備え、地域に貢献できる看護職を育成する」に基づいて、模擬患者 (Simulated Standardized Patient; SP) による演習 (基準 2 テーマ⑤参照) と客観的臨床技能試験 (Objective Structured Clinical Examination; OSCE) に取り組んでいる。特に OSCE は開学 2006 年度から導入し、2 度の文部科学省 GP 獲得を経て充実を図り、16 年目を迎えた。課題数は 1・2・4 年次各 2 課題/人、3 年次は 6 課題から選択 2 課題/人としている。試験時間は 12 分間である (図 1)。毎年度末に 1 年間の学習総括として、学生の自主参加により実施している。進級・卒業判定が目的ではなく、「育てる OSCE」をモットーに、学生が次年度に向けた自己課題を明らかにすることをねらいとしている点の特徴である。</p> <div data-bbox="954 338 1394 741" data-label="Diagram"> <pre> graph TD A[課題1分 時間内に課題を読み内容を把握する] --> B[実施7分 SPに対して課題を実施する] B --> C[フィードバック3分30秒 SPと評価者2名からフィードバックを受ける] C --> D[移動30秒 次のステーションに移動] D --> E[デブリーフィングセッション OSCE終了後に課題作成者との振り返り] </pre> </div> <p style="text-align: center;">図 1 OSCE の流れ</p>
取組の成果	<p>1. OSCE の組織的運営と評価</p> <p>看護学部は卒業時到達目標を学年次到達目標として段階的に示し (図 2)、学習内容をマップ化している (SCU OSCE MAP)。マップを参照し、9 看護学領域の教員が OSCE 課題を作成する。出題範囲は、必修科目で履修した内容である。看護学部長を議長、学部全教授を構成員とする課題調整会議を学年別に開催する。課題、一般目標・行動目標、学生用課題文、模擬患者用シナリオ、評価基準、ステーションレイアウト等を点検し、出題の妥当性を評価する。看護学部教務委員会 OSCE 運営班が、実施マニュアルと運営スケジュールを作成し準備にあたる。当日は全教員が参加し、成果を確認する。</p> <p>OSCE 終了後、レーダーチャート (図 3) による OSCE 結果個人表 (平均値・個人成績) を各学生へ返却し、学生・SP・教員参加による全体会でデブリーフィングセッションを行う。過去の OSCE 課題はポータルシステムで学生に配信する。学生の自主学習を促す目的でキャリア教育補助員 2 人を配置し、技術演習のサポート体制を整えている。</p> <p>卒業時の教育評価アンケート結果によれば、看護実践力に関する学生の自己評価スコアは、2013 年以降、徐々に上昇傾向を示しており、OSCE の成果として評価できる。</p> <p>2. OSCE の発信と改善の取組み</p> <p>SP は札幌市民を対象に広く公募を行い、現在までの登録者数は 50 人である。看護学部教務委員会 SP 班が SP 研修プログラムを計画的に提供すると共に、SP・教員の合同 FD 研修会 を平均 2 回/年度企画し、改善に向けた意見交換を行う。本学は看護 OSCE の国内先進校であり、認知度も高い。本学公式ウェブサイト、書籍や専門誌特集号の刊行、国内外の学会報告等を行い、成果を発信している。OSCE 開催日には他看護系大学、病院や企業からの見学希望者を多く受け入れている。</p> <div data-bbox="810 808 1394 1111" data-label="Diagram"> <p style="text-align: center;">図 2 OSCE の教育における位置づけ</p> </div> <div data-bbox="1023 1227 1299 1547" data-label="Figure"> <p style="text-align: center;">図 3 OSCE 評価結果個人票</p> </div>
自己評価	<p>OSCE によって学修到達度を段階的かつ客観的に評価できる。学生へのフィードバックは自主的な学修を促している。OSCE の取組みは学生の看護実践力の向上に寄与するとともに、シラバスの評価にも繋がっており、次年度の教育改善に役立っている。コロナ禍の 2 年間はオンライン OSCE に取組み、方略を開発中である。</p> <p>OSCE の実施計画については、部局長会議、教務・学生連絡会議、本学公式ウェブサイト等において情報を公開し、適宜、学内外の情報共有を図っている。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・SCU OSCE MAP・OSCE 課題例(小児領域)・OSCE 実施マニュアル・OSCE 運営スケジュール ・OSCE 参加学生数・卒業時・修了時の教育評価アンケート報告書

タイトル (No. 5)	
取組の概要	
取組の成果	
自己評価	
関連資料	

認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学(専門職大学含む)用】様式1(令和5年5月1日現在)

事項		記入欄										備考							
大学の名称		札幌市立大学																	
学校本部の所在地		北海道札幌市南区芸術の森1丁目																	
教育研究組織	学士課程	学部・学科等の名称	開設年月日	所在地										備考					
		デザイン学部デザイン学科 看護学部看護学科	2006年4月1日 2006年4月1日	北海道札幌市南区芸術の森1丁目 北海道札幌市中央区北11条西13丁目										-					
	大学院課程	研究科・専攻等の名称	開設年月日	所在地										備考					
		デザイン研究科デザイン専攻(M) デザイン専攻(D) 看護学研究科看護学専攻(M) 看護学専攻(D)	2010年4月1日 2012年4月1日 2010年4月1日 2012年4月1日	北海道札幌市南区芸術の森1丁目 同上 北海道札幌市中央区北11条西13丁目 同上										-					
	専門職学位課程	研究科・専攻等の名称	開設年月日	所在地										備考					
-		-	-										-						
別科等	別科・専攻科・附置研究所等の名称	開設年月日	所在地										備考						
	地域連携研究センター 助産学専攻科 AITセンター	2006年4月1日 2010年4月1日 2022年4月1日	北海道札幌市南区芸術の森1丁目 北海道札幌市中央区北11条西13丁目 北海道札幌市中央区南1条西6丁目20-1 ジョブキタビル9階										-						
学生募集停止中の学部・研究科等		□□学部□□学科(年度学生募集停止、在学生数 人)																	
学士課程	学部・学科等の名称	専任教員等										非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数	備考					
		教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数	助手										
		デザイン学部デザイン学科	11人	14人	5人	3人	33人	10人	5人	0人	57人	11.8人							
		看護学部看護学科	11人	9人	12人	11人	43人	12人	6人	1人	173人	7.9人							
(大学全体の収容定員に応じた教員数)		-	-	-	-	-	11人	6人	-	-	-	-	-						
計		22人	23人	17人	14人	76人	33人	17人	1人	230人	-	-							
専任職員等	学部・学科等の名称	専任教員等										非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数	備考					
		教授	准教授	講師	助教	計	専任教員	うち教授数	うち実務家専任教員数	うち2項該当数	うちみなし専任教員数	基準数	うち教授数		うち実務家専任教員数	うち2項該当数	うちみなし専任教員数	助手	
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-
(大学全体の収容定員に応じた教員数)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
計		0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人		
大学院課程	研究科・専攻等の名称	研究指導教員及び研究指導補助教員										助手	非常勤教員	備考					
		研究指導教員	うち教授数	研究指導補助教員	計	研究指導教員基準数	うち教授数	研究指導補助教員基準数	基準数計										
		デザイン研究科デザイン専攻(M)	21人	10人	5人	26人	5人	3人	3人	8人	0人	0人							
		デザイン専攻(D)	12人	8人	8人	20人	5人	3人	3人	8人	0人	0人							
		看護学研究科看護学専攻(M)	20人	11人	0人	20人	6人	4人	6人	12人	0人	0人							
看護学専攻(D)	10人	9人	2人	12人	6人	4人	6人	12人	0人	0人									
計		63人	38人	15人	78人	22人	14人	18人	40人	0人	0人								
専門職学位課程	研究科・専攻等の名称	専任教員										助手	非常勤教員	備考					
		専任教員	うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数	基準数	うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数										
-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						

区 分	0人		0人		0人		0人		0人		0人		備 考
	計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人		
校地等	区 分	基準面積		専用		共用		共用する他の学校等の専用		計			
校舎敷地面積	—	167,667 m ²		0 m ²		0 m ²		0 m ²		167,667 m ²			
運動場用地	—	18,102 m ²		0 m ²		0 m ²		0 m ²		18,102 m ²			
校地面積計	7,000 m ²	185,769 m ²		0 m ²		0 m ²		0 m ²		185,769 m ²			
その他	—	0 m ²		0 m ²		0 m ²		0 m ²		0 m ²			
校舎面積計	9,261 m ²	35,452 m ²		0 m ²		0 m ²		0 m ²		35,452 m ²			
教員研究室	学部・研究科等の名称	室 数											
	デザイン学部	37 室											
	看護学部	48 室											
	デザイン研究科	0 室											
	看護学研究科	0 室											
教室等施設	区 分	講義室	演習室		実験演習室		情報処理学習施設		語学学習施設				
	芸術の森キャンパス教室等施設	18 室	15 室		16 室		4 室		0 室				
	桑園キャンパス教室等施設	9 室	13 室		6 室		2 室		0 室				
	サテライトキャンパス等	- 室	- 室		- 室		- 室		- 室				
図書館・図書資料等	図書館等の名称	面積		閲覧座席数									
	芸術の森キャンパス図書館	1,540 m ²		152 席									
	桑園キャンパス図書館	519 m ²		64 席									
	サテライトキャンパス	- m ²		- 席									
図書館・図書資料等	図書館等の名称	図書〔うち外国書〕		学術雑誌〔うち外国書〕		電子ジャーナル〔うち国外〕							
	芸術の森キャンパス図書館	84,757 [9,857] 冊		349 [16] 種		0 [0] 種							
	桑園キャンパス図書館	43,565 [1,984] 冊		355 [8] 種		5 [5] 種							
	サテライトキャンパス	- [-] 冊		- [-] 種		- [-] 種							
	計	128,322 [11,841] 冊		704 [24] 種		5 [5] 種							
体育館	面積												
	芸術の森キャンパス	1,790 m ²											
	桑園キャンパス	871 m ²											

[注]

- 1 学部・学科、大学院研究科・専攻、別科・専攻科、研究所等ごとに記載してください（通信教育課程を含む）。
- 2 教育研究組織の欄に、学部等連携課程（大学設置基準第42条の3の2）を記載する場合には、「学士課程」欄の「学部・学科等の名称」にそのことがわかるよう記載するとともに、備考欄に、①連携する学部や研究科、②どの学部や研究科から何名の教員が当該課程に所属しているか、を明記してください。
- 3 教育研究組織の欄に、専門職学科（大学設置基準第10章）を記載する場合には、「学士課程」欄の「学部・学科等の名称」や「備考欄」にそのことがわかるよう記載してください。
- 4 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附置研究所、附属病院等がある場合には、「別科・専攻科等」の欄に記載してください。
- 5 所在地について、2以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「〇〇キャンパス」と記載してください。
- 6 教員組織の欄には、教育研究組織の欄で記載した組織単位で専任教員等及び非常勤教員の数を記入してください。その際、専門職学科等を設置していない場合は「学士課程」、専門職学科等を設置している場合は「学士課程（専門職学科等含む）」の欄を使用してください。
- 7 上記4に記載した、学部教育を担当する独立の組織がある場合には、組織名は、「学部・学科等の名称」の欄に「その他の組織等（〇〇）」と記載し、専任教員等及び非常勤教員の数を記載してください。
なお、その場合は、「基準数（及び「うち教授数」）」及び「専任教員一人あたりの在籍学生数」の欄は「—」としてください。
- 8 教員組織の欄に、学部等連携課程（大学設置基準第42条の3の2）に関する記載をする際には、「学士課程」または「学士課程（専門職学科等含む）」の「備考欄」に学部等連携課程としての専任教員数や所属組織等を記入してください。
- 9 専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に大学を離れている場合も専任教員に算入してください。ただし、大学設置基準第11条における「授業を担当しない教員」は含めなくてください。
- 10 「非常勤教員」の欄には、客員教員や特任教員等で専任の教員は含みません。
- 11 他の学部・学科等に所属する専任の教員であって、当該学部・学科等の授業科目を担当する教員（兼任）は、「非常勤教員」の欄には含めなくてください。また、「専任教員等」の各欄にも含めなくてください。
- 12 専任教員、研究指導教員及び研究指導補助教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
 - ・大学設置基準第13条別表第一及び別表第二（備考に規定する事項を含む。）
 - ・大学通信教育設置基準第9条別表第一（備考に規定する事項を含む。）
 - ・大学院設置基準第9条の規定に基づく「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」（平成11年文部省告示第175号）別表第一、別表第二及び別表第三（備考に規定する事項を含む。）
 - ・「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第1条及び第2条
- 13 「うち実務家専任教員数」の欄については、大学設置基準第42条の6及び「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第2条に定める実務の経験及び高度の実務の能力を有する専任教員（実務家専任教員）の教員数、「うちみなし専任教員数」の欄については、学士課程（専門職学科等含む）においては1年につき6単位以上、専門職学位課程においては1年につき4単位以上の授業科目を担当し、教育課程の編成その他組織の運営に責任を担う専任教員以外の者（みなし専任教員）の教員数を記入してください。
- 14 「学士課程（専門職学科等含む）」のうち、「〇〇学部〇〇専門職学科」以外の学科・課程においては、「うち実務家教員数」、「うち2項該当数」、「うちみなし専任教員数」の欄は「—」としてください。
- 15 「学士課程」のうち、業学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部・学科等については、「専任教員等」欄に記入した専任教員のうちの実務家専任教員数を「備考欄」に記入してください。
実務家専任教員中にみなし専任教員がいる場合は、さらにその内数を実務家専任教員の数に（ ）で添えて記入してください。
なお、ここにいう「実務家専任教員」及び「みなし専任教員」については、それぞれ「大学設置基準別表第一イ備考第九号の規定に基づき業学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員について定める件」（平成16年文部科学省告示第175号）第1項及び同第2項に定める教員を指します。
- 16 「専任教員1人あたりの在籍学生数」の欄には、様式2の在籍学生数/本表の専任教員数計により、算出してください。
- 17 「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、大学設置基準上算入できるものを含めてください。
- 18 寄宿舎その他大学の附属病院以外の附属施設（大学設置基準第39条第1項を参照）用地、附置研究所用地、駐車場、大学生協用地など大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「校地等」の「その他」の欄に記入してください。
- 19 「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票（様式第20号）における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積の合計としてください。

- 20 校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該大学が専用で使用する面積を記入してください。「共用」の欄には、当該大学が他の学校等と共用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用する敷地面積を記入してください。
- 21 「基準面積」の欄は、大学設置基準第37条における「大学における校地」の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）または大学通信教育設置基準第10条の校舎等の施設の面積としてください。
- 22 「教員研究室」の欄は、専任教員数に算入していない教員の研究室は記入する必要はありません。なお、複数の助教等が共同して1室で執務する場合は、教員数を室数に換算してください。

認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学(専門職大学含む)用】様式2(令和5年5月1日現在)

学部名	学科名	項目	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	入学定員に対する平均比率	備考
デザイン学部	デザイン学科	志願者数	308	307	171	198	188	105%	-
		合格者数	91	95	95	96	96		
		入学者数(A)	85	91	94	96	95		
		入学定員(B)	85	85	90	90	90		
		入学定員充足率(A/B)	100%	107%	104%	107%	106%		
		在籍学生数(C)	373	376	378	380	389		
		収容定員(D)	360	360	360	360	360		
		収容定員充足率(C/D)	104%	104%	105%	106%	108%		
看護学部	看護学科	志願者数	218	189	210	203	195	103%	-
		合格者数	83	83	88	87	87		
		入学者数(E)	83	83	88	85	87		
		入学定員(F)	80	80	85	85	85		
		入学定員充足率(E/F)	104%	104%	104%	100%	102%		
		在籍学生数(G)	348	344	338	341	341		
		収容定員(H)	340	340	340	340	340		
		収容定員充足率(G/H)	102%	101%	99%	100%	100%		
学部合計		志願者数	526	496	381	401	383	104%	-
		合格者数	174	178	183	183	183		
		入学者数(I)	168	174	182	181	182		
		入学定員(J)	165	165	175	175	175		
		入学定員充足率(I/J)	102%	105%	104%	103%	104%		
		在籍学生数(K)	721	720	716	721	730		
		収容定員(L)	700	700	700	700	700		
		収容定員充足率(K/L)	103%	103%	102%	103%	104%		

<編入学>

学部名	学科名	項目	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	備考
デザイン学部	デザイン学科	入学者数(2年次)	-	-	-	-	-	-
		入学定員(2年次)	-	-	-	-	-	
		入学者数(3年次)	7	8	2	1	1	
		入学定員(3年次)	10	10	0	0	0	
		入学者数(4年次)	-	-	-	-	-	
		入学定員(4年次)	-	-	-	-	-	
看護学部	看護学科	入学者数(2年次)	-	-	-	-	-	-
		入学定員(2年次)	-	-	-	-	-	
		入学者数(3年次)	6	3	-	-	-	
		入学定員(3年次)	10	10	-	-	-	
		入学者数(4年次)	-	-	-	-	-	
		入学定員(4年次)	-	-	-	-	-	
学部合計		入学者数(2年次)	0	0	0	0	0	-
		入学定員(2年次)	0	0	0	0	0	
		入学者数(3年次)	13	11	2	1	1	
		入学定員(3年次)	20	20	0	0	0	
		入学者数(4年次)	0	0	0	0	0	
		入学定員(4年次)	0	0	0	0	0	

<研究科>

研究科名	専攻名	項目	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	入学定員に対する平均比率	備考
デザイン研究科	デザイン専攻(M)	志願者数	32	27	31	24	21	110%	-
		合格者数	21	18	25	20	17		
		入学者数	21	17	24	20	17		
		入学定員	18	18	18	18	18		
		入学定員充足率	117%	94%	133%	111%	94%		
		在籍学生数	39	42	47	50	46		
		収容定員	36	36	36	36	36		
		収容定員充足率	108%	117%	131%	139%	128%		
デザイン研究科	デザイン専攻(D)	志願者数	4	4	3	1	1	67%	-
		合格者数	2	3	3	1	1		
		入学者数	2	3	3	1	1		
		入学定員	3	3	3	3	3		
		入学定員充足率	67%	100%	100%	33%	33%		
		在籍学生数	10	8	10	11	10		
		収容定員	9	9	9	9	9		
		収容定員充足率	111%	89%	111%	122%	111%		
看護学研究科	看護学専攻(M)	志願者数	9	23	5	14	6	49%	-
		合格者数	6	18	4	10	6		
		入学者数	6	18	4	10	6		
		入学定員	18	18	18	18	18		
		入学定員充足率	33%	100%	22%	56%	33%		
		在籍学生数	26	34	24	28	29		
		収容定員	36	36	36	36	36		
		収容定員充足率	72%	94%	67%	78%	81%		
看護学研究科	看護学専攻(D)	志願者数	7	10	6	5	2	133%	-
		合格者数	4	5	5	4	2		
		入学者数	4	5	5	4	2		
		入学定員	3	3	3	3	3		
		入学定員充足率	133%	167%	167%	133%	67%		
		在籍学生数	11	16	16	20	20		
		収容定員	9	9	9	9	9		

	収容定員充足率	122%	178%	178%	222%	222%		
研究科 合計	志願者数	52	64	45	44	30	82%	-
	合格者数	33	44	37	35	26		
	入学者数	33	43	36	35	26		
	入学定員	42	42	42	42	42		
	入学定員充足率	79%	102%	86%	83%	62%		
	在籍学生数	86	100	97	109	105		
	収容定員	90	90	90	90	90		
	収容定員充足率	96%	111%	108%	121%	117%		

<専攻科・別科等>

専攻科・別科等	項目	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	入学定員に対する平均比率	備考
助産学専攻科	志願者数	43	12	32	32	55	100%	-
	合格者数	12	10	10	12	14		
	入学者数	10	10	10	10	10		
	入学定員	10	10	10	10	10		
	入学定員充足率	100%	100%	100%	100%	100%		
	在籍学生数	10	10	11	10	9		
	収容定員	10	10	10	10	10		
	収容定員充足率	100%	100%	110%	100%	90%		
専攻科・別科等 合計	志願者数	43	12	32	32	55	100%	-
	合格者数	12	10	10	12	14		
	入学者数	10	10	10	10	10		
	入学定員	10	10	10	10	10		
	入学定員充足率	100%	100%	100%	100%	100%		
	在籍学生数	10	10	11	10	9		
	収容定員	10	10	10	10	10		
	収容定員充足率	100%	100%	110%	100%	90%		

[注]

- 1 学生を募集している学部・学科（課程）、研究科・専攻、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。
なお、学部・学科等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
- 2 昼夜開講制をとっている学部については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
- 3 学部、学科の改組等により、新旧の学部、学科が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
- 4 学部・学科、研究科・専攻等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
- 5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
- 6 入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、収容定員充足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合とってください。
- 7 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
- 8 最新年度の秋入学については別途確認します。
- 9 編入学の定員を設定している場合、上の表（〈編入学〉の表ではない方）の入学定員には、編入学の定員を加えないでください。
- 10 博士前期課程を看護課程として、博士後期課程を医学課程としている博士課程については、博士前期課程と博士後期課程にそれぞれ分けて記入してください。